

平成30年
(2018年) **11月募集** (平成31年4月入居)

相模原市市営住宅 募集のしおり



相模原市
マスコットキャラクター
「さがみん」

**申込書
受付期間**

11月1日(木)~11月22日(木)

**11月22日消印
まで有効**

※郵送での受付(申込相談コーナーでの持参受付もできます)

お知らせ

一般世帯向住宅に抽選方式を導入しています。

平成28年度まですべての住宅について、住宅困窮度評価に基づくポイント方式による選考を行っていましたが、平成29年5月募集から「一般世帯向住宅」に抽選方式を導入しています。

特定目的住宅(高齢者向住宅、単身者向住宅等)は、引き続き、ポイント方式による選考を行います。

申込相談コーナーを、次のとおり開設します

日程	時間	会場
11月2日(金)、5日(月)	午前9時~午後4時	場所:市役所会議室棟第1会議室(1階)
11月9日(金)	午前9時~午後4時	場所:南区合同庁舎講堂(3階)
11月12日(月)	午後1時~4時	場所:津久井総合事務所第3会議室(2階)
11月16日(金)	午前9時~午後4時	場所:緑区合同庁舎2-1会議室(2階)
11月21日(水)、22日(木)	午前9時~午後4時	場所:市役所会議室棟第1会議室(1階)

※詳細については、最終ページ・裏面ページをご覧ください。



相模原市コールセンター
電話 042(770)7777

午前8時~午後9時(年中無休)

※専門的なお問い合わせ(収入の計算など)は、市営住宅課へ取り次ぐことになります。

担当課 相模原市役所 市営住宅課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042(769)8256(直通)

相模原市市営住宅 募集のしおり [平成30年(2018年)11月募集]

も く じ

抽選方式による選考

10ページ～13ページの住宅

次の住宅に申込みされる方は、以下の順でしおりをお読みください。

- ・一般世帯向住宅

	ページ
1 選考方法について	1
2 注意事項	2～4
3 共通申込資格	5～6
4 申込みから入居までの流れ(抽選)	7
5 抽選について	8～9
6 優遇措置について	9
7 募集する住宅一覧(抽選)	10～13
8 住宅の間取り図(抽選)	14～18
	19
	20～21
	22～27
	28～32
	33
14 月収額の計算	34～37
15 年間(推定)総収入の計算方法	38～39
16 世帯の収入計算の例	40～47
17 市営住宅入居申込書(記入例)	48～50
18 市営住宅位置図	51
19 追加受付について(先着順)	52
20 申込相談コーナーの開設	最終・裏面

ポイント方式による選考

22ページ～27ページの住宅

次の住宅に申込みされる方は、以下の順でしおりをお読みください。

- ・単身者向住宅
- ・多人数世帯向住宅
- ・身体障害者向住宅
- ・老人世帯向住宅
- ・高齢者向住宅

1 選考方法について	
2 注意事項	
3 共通申込資格	
9 申込みから入居までの流れ(ポイント)	
10 ポイント方式の申込資格	
11 募集する住宅一覧(ポイント)	
12 住宅の間取り図(ポイント)	
13 障害者総合支援法の対象疾病一覧	
14 月収額の計算	
15 年間(推定)総収入の計算方法	
16 世帯の収入計算の例	
17 市営住宅入居申込書(記入例)	
18 市営住宅位置図	
19 追加受付について(先着順)	
20 申込相談コーナーの開設	

個人情報の取扱い

市営住宅入居申込書により提出していただいた情報は、市営住宅の入居事務及び市営住宅管理運営事務以外の目的には使用いたしません。

なお、市営住宅の指定管理者である共同企業体ウイッツは、個人情報の収集、利用、保管等を行うにあたって、相模原市個人情報保護条例に基づき、適切に取扱いを行います。

市営住宅指定管理者

市営住宅の管理業務は指定管理者(共同企業体ウイッツ(Tel.042-730-2772))が行っています。入居説明会、入居手続き、入居後の各種手続き、修繕及び入居者からの相談等の受付も行います。



1 選考方法について

抽選方式【一般世帯向住宅】10～13ページの住宅

- 申込資格は、共通申込資格（5・6ページ参照）をすべて満たしている必要があります。
- 障害者世帯、母子・父子世帯等には優遇措置（9ページ参照）があります。

住宅困窮度評価によるポイント方式【一般世帯向住宅を除く住宅】22～27ページの住宅

- 申込資格は、共通申込資格（5・6ページ参照）に加えて、申込みをしようとする住宅ごとの申込資格（20・21ページ）をすべて満たしている必要があります。
- 住宅困窮度評価によるポイント方式とは、「住宅困窮度判定基準を定める要綱」に基づき、現在お住まいの住宅の状況や家賃負担等の住宅困窮の度合いや、福祉的配慮及び過去申込回数など、下記に掲げる様々な状況を点数で評価し、合計得点の高い世帯から入居者を選考する方法です。詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

なお、申込書に評価に必要な事項が記入されていない場合には加点ができません。

1 住宅困窮度合いについて（状況確認のため、実態調査をさせていただきます場合があります）

- (1) 住宅でない建物に住んでいる
- (2) 正当な理由により立退き要求を受けている（定期借家契約の期間満了や親族からの立退要求等を除く）
※立退きに関する通知がされていない場合や、通知内容が借地借家法に基づくものでない場合は、点数評価の対象外となる場合があります。
- (3) 老朽化した住宅に住んでいる
- (4) 住宅に過密な状況で住んでいる
- (5) 便所、台所、浴室がない住宅に住んでいる
- (6) 世帯の収入に比べて家賃が高い
- (7) 災害想定区域に居住し、過去3年以内に土砂災害又は床下浸水以上の被害を受けている

2 福祉的配慮等について（申込者又は同居しようとする方が、次の項目にあてはまる世帯）

- (1) 60歳以上の方がいる
- (2) ひとり親世帯で20歳未満の扶養している子がいる
- (3) 義務教育終了前の扶養している子がいる
- (4) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方がいる
- (5) 障害者総合支援法に定める障害者の対象となる難病患者の方がいる（33ページ参照）
- (6) 海外から引揚後、5年を経過していない方がいる
- (7) 中国残留邦人等として支援給付を受けている方がいる
- (8) 被爆者手帳の交付を受けている方がいる
- (9) 戦傷病者手帳の特別項症等の交付を受けている方がいる
- (10) ハンセン病療養所に入所していた方がいる
- (11) 高齢者虐待防止法又は配偶者暴力防止等法に基づく支援を受けた方がいる
- (12) 生活保護を受給している方がいる
- (13) 被災市街地復興特別措置法の規定による入居者資格の特例が適用される方がいる
- (14) 福島復興再生特別措置法の規定による入居者資格の特例が適用される方がいる
- (15) エレベーターのない4階以上の住宅を申込み、就学前の扶養している子がいる
- (16) 申込者が過去5年間に市営住宅に申込みをして落選している



2 注意事項

☆必ずお読みください（申込みにあたっての了解事項とさせていただきます）

申込みにあたっての注意事項

- 1 申込資格に関する基準日は、すべて**平成30年11月22日現在**です。
基準日の時点で、申込資格を満たしていることが必要となります。
- 2 申込書は、平成30年11月募集の申込書を使用してください。（過去の申込書は使用しないでください。）
1世帯につき1通のみ提出してください。（2通以上の申込書に同一の方の名前が記載されている場合には、それらの申込みはすべて失格となります。他の申込者の家族になっている場合も同様です。）
- 3 **申込みできる住宅は1つ**です。2つ以上記入された場合、申込資格を満たさない住宅を記入された場合、申込住宅が不明な場合などは無資格となります。また、申込住宅番号と申込住宅名が違った場合は、申込住宅番号で受け付けます。
- 4 申込書の「入居しようとする人」の欄に名前が書いていない方は入居できません。
申込み後、出生・死亡以外の家族の増減は原則認めません。入居しようとする人が入居できなくなり、抽選方式の優遇倍率や、ポイント方式の点数に変更が発生する場合は、無資格又は失格となります。
また、申込者本人が入居できなくなった場合や市外へ転出した場合、入居しようとする人の死亡等により申込みをした住宅の申込資格がなくなった場合は、無資格又は失格となります。
- 5 結婚を前提に申込みをする方は、**入居手続きまで**に結婚することが条件となります。
申込み後に結婚相手が変わった場合は、その申込みは失格となります。
- 6 離婚を前提に申込みをする方は、次のいずれかの条件を満たす必要があります。
(1) 入居手続きまでに離婚すること
(2) 基準日現在、1年以上配偶者と別居している事実が住民票等で確認でき、離婚調停や裁判を提起した事実があること
(3) DV被害者の方（6ページ参照）
- 7 受付後の申込内容の変更はできません。
- 8 **申込みは郵送で受け付けます。（平成30年11月22日消印まで有効）**
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合がありますので、受付期間の最終日は特にご注意ください。**メール便など郵便の消印のないものは受付できません。**
- 9 **申込み時には、入居申込書のみを提出してください。**住民票の写しや収入を証明する書類等は必要ありません。2次審査（資格審査）時に住民票の写しや収入を証明する書類等を提出していただきます。申込書の内容と提出いただいた住民票の写しや収入を証明する書類等を照合し、申込書に誤りや偽りが判明した場合、又は書類等が提出されない場合は、無資格又は失格となる場合があります。
- 10 申込書及び提出された書類は、一切お返しいたしません。
- 11 市営住宅は、民間の賃貸住宅とは入居方法が異なりますので、**申込み時点の下見はできません。**
- 12 過去の入居者等で、不正な行為等があった方は、無資格となる場合があります。
- 13 募集する住宅一覧（10～13ページ及び22～27ページ参照）の間取り欄に★2DK等「★」と表示されている住宅は、居室内で人身等の事故があった住宅です。十分ご理解の上、お申し込みください。
- 14 **「入居しようとする人」の人数により申込みできる部屋の間取りは異なります。人数があわない住宅には申込みできませんので、ご注意ください。**

間取り	入居しようとする人の人数（※1）
1DK・1LDK	1人
2K・2DK・2LDK	2人以上（※2）
3DK	4人以上（※3）
4DK	5人以上

※1 母子手帳などで出産予定が確認できる場合は、入居しようとする人の人数に数えることができます。

※2 高齢者世帯向け住宅は2人となります。

※3 エレベータがない住宅（大島団地、富士見団地、東団地、文京団地、二本松団地、石橋団地、中原団地、小網第1団地）の3K及び3DKは、**2人以上**で申込みできます。

また、田名塩田団地の3DKは**3人以上**で申し込みできます。

15 借上型住宅について

- (1) 民間の土地所有者が建設した住宅を市が市営住宅として借り上げた住宅です。
- (2) 借上期間が満了した場合は、他の市営住宅に転居していただくことがあります。
- (3) 駐車場は、オーナー（建物所有者）との直接契約となります。

16 抽選方式による選考を行う住宅の注意事項（対象住宅は10～13ページ参照）

- (1) **単身の方はお申込みできません**のでご注意ください。
- (2) 抽選会において当選した方については、住民票の写しや所得を証明する書類等を提出していただき、2次審査（資格審査）を行います。申込書の内容と提出いただいた書類等を照合し、申込書の内容に誤りや偽りが判明した場合、又は必要書類等の提出がない場合は、**無資格又は失格となる場合があります**。
- (3) 特定の条件に該当する世帯には優遇措置（9ページ参照）があります。申込書の優遇措置欄の該当箇所に○印をしたものを優遇の対象としますので、よくご確認の上ご記入ください。
- (4) 「多数回落選」への優遇措置（9ページ項番12）については、過去の落選回数を市が申込み履歴を基に確認いたしますので、記入する必要はありません。
- (5) 「子育て世帯」への優遇措置（9ページ項番9）については、エレベータがない住宅（大島団地、富士見団地、東団地、文京団地、二本松団地、石橋団地、中原団地、小網第1団地）の4階以上の住宅、又は入居人数が3人以上に設定されている住宅の場合のみ対象となりますのでご注意ください。
- (6) 優遇措置対象者が抽選会において当選した場合、2次審査（資格審査）において、**申込書に記入されている優遇措置が事実と異なっていることが明らかになった場合には「失格」となりますので、正確にご記入ください**。

17 ポイント方式による選考を行う住宅の注意事項（対象住宅は22～27ページ参照）

- (1) 共通申込資格（5・6ページ参照）に加えて、**申込みをしようとする住宅ごとの申込資格**（20・21ページ参照）**を満たす必要があります**ので、よくご確認の上お申し込みください。
- (2) 1次審査について、**上位複数名が2次審査（資格審査）へ通過となります。1次審査が通過した場合でも入居決定ではありません**。
- (3) エレベータがない住宅（富士見団地、東団地）の4階以上の住宅に申込み、かつ小学校就学前の児童がいる世帯は、選考にあたり優遇をします。
- (4) 「過去申込み回数」については、過去の申込み回数を市が申込み履歴を基に確認し加点します。

入居にあたっての注意事項

- 1** **入居にあたり、連帯保証人1名が必要です**。入居手続きの時に連帯保証人になる方の印鑑登録証明書及び収入を証明する書類を提出していただきます。また、連帯保証人は、入居者の親族等で入居者と同程度以上の収入があることが必要です。家賃保証会社等は使用できません。
なお、特別の事情があると認められる方については、事由により、免除できる場合がありますので、市営住宅課までご連絡ください。
- 2** 入居手続きの時に、**敷金として家賃の3か月分を納めていただきます**。
- 3** 住宅使用料（家賃額）は、入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。
- 4** 家賃は、取扱金融機関の口座振替により納めていただきます。
- 5** 入居後、すみやかに住民票の住所変更の届出をしていただきます。
- 6** 入居前に修繕を行いますが、**生活に支障のない範囲での部分的な修繕となります**。新築ではないため、住宅ごとの築年数や傷みの程度等により、汚れやキズ・サビがある場合がありますので、ご了承の上、お申し込みください。
- 7** 駐車場は全戸数分を確保しておりませんので、空き区画がない場合や駐車場の設置がない住宅の場合は、ご自身で民間の駐車場を確保していただきます。団地内では、駐車指定場所以外は駐車禁止です。駐車場使用料は、近隣の民間駐車場と同程度の金額で、3年に1回見直しを行います。
なお、駐車できる車両について、台数、使用者、車の大きさ（全長、車幅、高さ）等に制限があります。

入居後の注意事項

- 1 市営住宅では、**次の行為は禁止**されています。
 - (1) 他の入居者との円滑な共同生活を妨げるような行為
 - (2) 犬、猫、鳥等の動物を飼育、餌付けすること
 - (3) 商売を営むこと
- 2 家賃を3か月以上滞納した場合は、住宅を明け渡していただきます。
- 3 階段灯、外灯、エレベーター等の電気料金、その他共同施設の維持管理に要する費用は入居者の負担となります。住宅ごとに異なりますが、**共益費として家賃とは別に**月額1,000円から4,000円程度かかります。
- 4 明るく住みよい団地生活を送るのに必要な活動を行うため、入居者の皆さんによる自治組織（管理組合・自治会等）が結成されています。市営住宅に入居した際には、**必ず管理組合や自治会へ加入して**、敷地内の除草、低中木の剪定や共用部の清掃等、住宅を管理するために必要な活動にご協力ください。
- 5 入居後は、**毎年収入調査（収入申告）**を行い、その調査結果を基に家賃を毎年決定します。収入申告は市営住宅の全世帯が対象となり、収入申告書の提出がない場合には、民間賃貸住宅と同程度の家賃を負担していただくことがあります。
- 6 入居してから3年を経過した後に、世帯の月収額が収入基準を超えた場合は、収入超過者となり、住宅の「明渡し努力義務」が生じるとともに家賃が割増となります。また、入居してから5年を経過した後に、高額所得者として認定された場合は、住宅の「明渡し義務」が生じ、一定の期間内に退去していただくことになります。
- 7 高齢者世帯向け住宅、身体障害者世帯向け住宅など特別な設備を設置している住宅に入居後、高齢者や身体障害者が死亡又は退去した場合や、入居後に世帯人数が減少した場合には、他の市営住宅に移転していただくことや、住宅の明渡しをしていただくことがあります。
- 8 原則として、**入居後1年間は死亡、出生以外での世帯員の異動は認めません。**また、親族を同居させる場合や名義人の変更には一定の制限があり、市の承認が必要となります。特に、名義人の死亡、転出等で名義の変更ができる方は、同居している配偶者、高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要のある方のみとなります。
- 9 市営住宅を退去するときは、入居の期間に関わらず入居者の負担で畳の表替え、襖の張替え等の修繕をしていただきます。
- 10 コンクリートの建物は、気密性が高く「結露」が発生し、壁や天井等にカビが発生する場合がありますので、日常的に水滴を拭き取る等の結露対策を講じる必要があります。





3 共通申込資格

基準日（平成30年11月22日）現在、1～8のすべてを満たしていることが必要です。

1 申込者が成人であること。

2 申込者が相模原市内に1年以上在住していること。

申込者が相模原市内へ平成29年11月23日以前に転入し、引き続き基準日（平成30年11月22日）まで住んでいることが住民票等で確認でき、現に市内に住んでいること。

ただし、海外からの引揚者（日本に入国してから5年を経過していない方）については、基準日現在、相模原市内に居住していることが住民票等により確認できること。

3 夫婦又は親子を主体とした家族であること。 ※単身者向け住宅を除きます。

（注意1）夫婦には婚約者を含みます。婚約者と申込む場合は、入居手続きまでに入籍をし、戸籍謄本、又は婚姻届受理証明書を提出していただきます。

（注意2）夫婦には内縁関係を含みます。内縁関係にある方とは、戸籍上の配偶者がなく、住民票に「妻（未届）」又は「夫（未届）」の記載がされている方です。

（注意3）現在、離婚の協議又は調停中等の方、DV被害者の方は、2ページ注意事項の**6**を参照ください。

（注意4）家族とは、配偶者及び申込者本人から見て6親等内の血族又は3親等内の姻族です。

（注意5）配偶者がいるのに同居しない場合や、兄弟・姉妹だけの申込み、祖父母と孫の世帯での申込み、配偶者の兄弟・姉妹を同居させる等、不自然な家族構成での申込みはできません。両親が死亡している等、特別な事情がある場合には、市営住宅課へご相談ください。

4 世帯の月収額が、収入基準にあうこと。

対象世帯	収入基準（世帯の月収額）
一般世帯（本来階層）	158,000円以下
高齢者世帯等（裁量階層）	214,000円以下

※裁量階層とは、高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれか一つに該当する世帯をいい、収入基準を本来階層に比べて緩和しています。なお、入居しない扶養親族は「世帯」に含まれません。

裁量階層の世帯	資格
高齢者世帯	申込者が60歳以上（昭和33年11月23日以前に生まれた方）で、同居する方全員が60歳以上（昭和33年11月23日以前に生まれた方）、又は18歳未満の世帯
障害者世帯	次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～4級の方 ●精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 ●療育手帳A1、A2、B1の方（同程度の方を含む）
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の障害の程度が特別項症から第6項症までの方、又は第1款症の方がいる世帯
原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
海外引揚者世帯	海外からの引揚者（日本に入国してから5年を経過していない方）がいる世帯
ハンセン病療養所等世帯	厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯
義務教育終了前の児童がいる世帯	義務教育終了前の児童がいる世帯 （義務教育終了後は、一般世帯の収入基準が適用されます。）

5 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。

※該当するものがない場合は、申込みできません。

住宅に困っている状況	
1	住宅でない建物に住んでいる。(倉庫、事務所など)
2	親族以外の他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。
3	部屋が狭い。(居住部分が1人当たり5畳未満)
4	住宅が狭いため、親族(婚約者を含む)と同居できない。(居住部分が1人当たり5畳未満)
5	家賃額が高い。(駐車場代、管理費等を除く。食事付住宅等にお住まいの方は食費分を除く) ※現在住んでいる住宅の家賃額が、申込む住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合は住宅一覧のBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えている。(10～13ページ、22～27ページ参照)
6	正当な理由による立退要求を受けている。(下記ア～ウの理由) ただし、家賃滞納など自己の責めに帰する理由による立退要求や親族からの立退要求は除く。 ア 国及び地方公共団体が行う公共事業に基づく立退要求 イ 判決、調停に基づく立退要求 ウ 家主等から借地借家法に基づく正当な理由による立退要求
7	台所、便所、浴室がない、又はこの設備を共同で使用する住宅に住んでいる。 ただし、親族の住宅や間借りの場合は除く。
8	老朽化した住宅に住んでいる。(木造及び軽量鉄骨は築20年以上、非木造は築50年以上)
9	その他(身体的理由等により住宅に困っていることが明らかであること)

6 申込者又は同居しようとする親族が、以下の税等を滞納していないこと。

※分割納付中の方も滞納に含めますので、ご心配な方は各担当課へ納付状況をご確認ください。

- (1) 市税(市民税、軽自動車税、固定資産税)及び国民健康保険税
- (2) 現在住んでいる住宅の家賃
- (3) 過去に市営住宅に入居していた場合、市営住宅の家賃など使用に関する一切の債務

7 申込者、又は同居しようとする親族が住宅を所有していないこと。

8 申込者、又は同居親族及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、神奈川県警察本部に照会いたします。

その他の申込資格

○市営住宅の申込みにおけるDV被害者は、次のいずれかに該当する方となります。

- (1) 婦人相談所の一時保護、又は婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- (2) 裁判所がした退去命令、又は接近禁止の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

○東日本大震災による原子力災害の避難指示区域に居住していた方、又は「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者に該当される方で申込みを検討されている方は、市営住宅課へご相談ください。



4 申込みから入居までの流れ（抽選方式）

抽選方式

受付期間	11月1日(木)～11月22日(木)	郵送による受付（11月22日(木)消印まで有効）	
申込相談コーナー	11月2日(金)、5日(月)	場所：市役所会議室棟第1会議室（1階）	
	11月9日(金)	場所：南区合同庁舎講堂（3階）	
	11月12日(月)	場所：津久井総合事務所第3会議室（2階）	
	11月16日(金)	場所：緑区合同庁舎2-1会議室（2階）	
	11月21日(水)、22日(木)	場所：市役所会議室棟第1会議室（1階）	
1次審査 (11月下旬～)	申込書の書類審査を行います。記載内容が不明瞭な方等に、電話で確認する場合がありますので、 必ず電話番号を記入してください。		
有資格の場合		無資格又は失格の場合	
抽選番号通知発送	12月14日(金)	1次審査結果通知書	
抽選番号をお知らせします。 (※到達は郵便事情により数日かかります。)		12月14日(金)	
		申込書不備・収入超過・住宅困窮理由なし等、 申込資格がない方に発送します。 (※到達は郵便事情により数日かかります。)	
抽選会	1月16日(水) 午前10時～正午（予定）	抽選会場：市役所会議室棟第1会議室（1階） 抽選会への出欠は当落に影響なく、立会いの義務はありません。	
結果発表	1月16日(水) 市役所第1別館2階 市営住宅課窓口に掲示（抽選会終了次第） 1月17日(木) 市ホームページに掲載		
抽選結果通知書 発送	1月25日(金)	当選者・補欠者・落選者いずれの方にも通知します。 (※到達は郵便事情により数日かかります。)	
2次審査 (資格審査) (2月中旬)	住民票の写し、収入を証明する書類、その他必要な書類を提出していただきます。 市税等の納付状況調査、暴力団員照会を行います。抽選会において当選した場合でも、 申込資格がないことが判明した場合は、無資格となります。		
有資格の場合		無資格又は失格の場合	
入居決定通知書発送	2月22日(金)	2次審査結果通知書（無資格等）	
2次審査に合格した方に送付します。 (※到達は郵便事情により数日かかります。)		税滞納・収入超過・住宅困窮理由なし等、申込 資格がないことが判明した方に発送します。	
入居説明会の 開催	3月7日(木)	入居に関する説明会を開催いたします。 重要な説明になりますので、申込者本人又は同じ世帯の方 が必ず出席してください。	
入居の手続き	3月中旬	請書などの提出や敷金の納付をしていただきます。 手続き完了後、住宅の下見ができます。	
入居許可	4月1日(月)	原則として、4月10日(水)までに入居していただきます。	



5 抽選について

公正な抽選を行うため、抽選会は公開で行います。
抽選会への出欠は当落に影響なく、また、抽選会への立会いの義務はありません。

抽選日 平成31年1月16日(水) 午前10時から正午まで(予定)

抽選が終わり次第終了します。
抽選会場での結果の掲示は正午までとなります。

会場 会議室棟1階第1会議室

住所：相模原市中央区中央2-9-9
交通：JR横浜線相模原駅南口バス亭
6番バス乗り場 相12系統バス乗車
…市役所前下車 徒歩2分



抽選方式

抽選方法

1 抽選器を回して、抽選番号の各桁ごとに抽選を行います。出た玉の番号と順番をもとに、以下の手順で番号を組み合わせ当選番号及び補欠番号を決定します。

例：抽選番号の最大が「199番」である場合

① 百の桁、十の桁、一の桁の各桁ごとに、それぞれ0から9まで10個の玉を抽選器にいれます。

② それぞれの桁の数字の順位を、抽選器を回して、出た玉の順で決めます。

抽選結果(例)

	数字順位									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
百の桁	① 1	③ 0	② 0	④ ↓						
十の桁	① ↓	③ 9	② 6	④ 0	1	3	5	8	2	7
一の桁	① ↓	③ 8	② 4	④ 0	2	7	3	5	1	6

③ 各桁の数字を上記の法則に従い、全ての申込住宅番号共通の当選番号及び補欠番号を決めます。

149、049、199、099、169、069…176、076の順に全部の抽選番号の順位が決まります。
この順位に基づき、募集戸数に応じて上位の抽選番号から順に当選者及び補欠者を決定します。
優遇倍率により、抽選番号が複数該当した場合は、一番最初の順位の抽選番号が当選番号又は補欠番号となります。

- 2 抽選で当選した方は2次審査を行います。住民票の写しや所得を証明する書類等を提出していただきます。申込書の内容と提出いただいた書類等を照合し、申込書の内容に誤りや偽りがあることが判明した場合、又は必要書類等の提出がない場合は、無資格又は失格となる場合があります。
- 3 抽選で当選した方が入居を辞退した場合や、2次審査で失格になる等した場合は、補欠者が順位に従い繰り上がり当選者となります。

抽選結果の掲示及び通知

- 抽選会場（会議室棟 1階第1会議室） 抽選終了後、当日（1月16日(水)）の正午まで
- 市役所第1別館2階市営住宅課 抽選終了後、当日（1月16日(水)）正午から（予定）
- 市ホームページ（<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>） 1月17日(木)（予定）
- 抽選結果通知書 1月25日(金)に当選者、補欠者、落選者いずれの方にも発送します。



6 優遇措置について

抽選番号は、**申込者1人につき1つ**となりますが、次に該当する世帯については、区分ごとの付与個数に応じて、抽選番号を追加で付与します。（倍率優遇2倍）

付与個数は**1つの区分に限りますが、区分12「多数回落選」とは重複できません。**（最大3倍）

優遇措置に該当する場合は、入居申込書の「優遇措置」欄の該当箇所に○印をしてください。

※優遇措置対象者が当選した場合、申請した優遇措置が事実と異なる場合には「失格」となります。

区 分	内容（基準日【平成30年11月22日】現在の状況）	付与個数	
1	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度の方がいる世帯	1	
2	障害者世帯	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度の方がいる世帯	1
3		区分2に規定する精神障害の程度に相当する程度（療育手帳A1・A2・B1）の方がいる世帯	1
4		戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度の方がいる世帯	1
5	原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	1
6	引揚者世帯	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯	1
7	ハンセン病療養所等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	1
8	母子・父子世帯	母子・父子世帯で、20歳未満の扶養している子がいる世帯	1
9	子育て世帯	同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯。ただし、エレベータのない住宅の4階若しくは5階の住宅、又は入居人数の条件が3人以上に設定されている住宅に申込みをした場合に限る	1
10	被災市街地特措法該当世帯	被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける方がいる世帯	1
11	福島特措法該当世帯	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定の適用を受ける方がいる世帯	1
12	多数回落選	過去5年間に4回以上落選している申込者（市で確認します）	1



7 募集する住宅一覧（抽選方式 35戸）

・間取りに「○2DK」「○3DK」と記載されている住宅は、子育て世帯の優遇措置の対象住宅です。優遇される住宅は、エレベーターが無い住宅の4階若しくは5階、又は入居人数の条件が3人以上の住宅です。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
*****	○○団地	3DK	2人以上	1	4階建て / 3階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H10

×印の住宅は、駐車場がありません。

空無の住宅は、駐車場がありますが、平成30年10月1日現在、空きがありません。

空有の住宅は、駐車場があり、平成30年10月1日現在空きがありますが、必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。

駐車場使用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。なお、借上型住宅の駐車場は、建物所有者との直接契約となります。

一般世帯向け住宅（35戸）

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
131321	東団地	3DK	2人以上	1	4階建て / 2階部分	中央区相生 2-9	淵野辺駅バス5分 又は徒歩15分	H1
132222	文京団地	○2DK	2人以上	3	5階建て / 4・5階部分	南区文京 2-15・16	相模大野駅 徒歩15分	H3
132321		3DK	2人以上	1	3階建て / 3階部分			S58
132322		○3DK	2人以上	3	5階建て / 4階部分			H2・H3
137221	横山住宅	2DK	2人以上	2	5階建て / 2・4階部分	中央区横山 6-5-1	上溝駅 徒歩6分	H7
140221	古淵住宅	2DK	2人以上	1	6階建て / 4階部分	南区古淵 4-24-1	古淵駅 徒歩5分	H10
141322	東第2住宅	○3DK	4人以上	1	5階建て / 3階部分	中央区相生 4-15-1	淵野辺駅 徒歩15分	H11
143221	上九沢団地	2DK	2人以上	2	6階建て / 6階部分 10階建て / 6階部分	緑区上九沢 4	橋本駅 バス15分	H15
143231		2LDK	2人以上	5	6階建て / 3・4階部分 9階建て / 2・6・7階部分			H13・H14 H15
143322		○3DK	4人以上	2	6階建て / 4階部分 10階建て / 8階部分			H13・H15
144221	田名塩田団地	2DK	2人以上	2	7階建て / 4階部分 10階建て / 6階部分	中央区田名塩田 3-3	原当麻駅 バス12分 徒歩1分	H15・H17
144231		2LDK	2人以上	1	5階建て / 3階部分			H13
144322		○3DK	3人以上	5	5階建て / 4階部分 10階建て / 2・4・6階部分 8階建て / 6階部分			H13・H17 H19
146221	南台団地	2DK	2人以上	2	6階建て / 5階部分 7階建て / 5階部分	南区南台 4-12-52・54	小田急相模原駅 徒歩8分	H21・H27

- ・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯(本来階層)はA~B、高齢者世帯等(裁量階層)はA~Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
- ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込む場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込む住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えている必要があります。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		備 考	過去5年間の直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			
空有	無	都市ガス	ガス×	A~B	~C		1.0 (H27. 5)

ガス×印はガスコンロが設置されていないので、ご自分でガスコンロを用意していただけます。

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		備 考	過去5年間の直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			
空有	無	都市ガス	ガス×	26,000~ 37,700	~ 49,100		12.0 (H28.11)
空有	無	都市ガス	ガス×	22,900~ 33,200	~ 43,100		5.0 (H30. 5)
				24,000~ 34,800	~ 45,200		36.0 (H28.11)
空有	有	都市ガス	ガス×	26,300~ 38,700	~ 50,400		11.0 (H30. 5)
				25,700~ 38,300	~ 50,500		14.0 (H29. 5)
空有	有	都市ガス	ガス×	27,100~ 40,400	~ 53,300		37.0 (H30. 5)
空有	有	都市ガス	ガス×	31,200~ 46,500	~ 61,300		12.0 (H25.11)
空有	有	都市ガス	ガス×	27,100~ 40,400	~ 53,200		3.5 (H30. 5)
				29,500~ 44,600	~ 58,800		4.5 (H30. 5)
				32,200~ 48,300	~ 63,700		3.0 (H30. 5)
空有	有	集中 コアパン	ガス×	27,600~ 41,400	~ 54,700		2.2 (H30. 5)
				30,200~ 45,000	~ 59,400		2.5 (H30. 5)
				32,600~ 49,800	~ 65,600		1.3 (H30. 5)
空有	有	都市ガス	ガス×	28,300~ 43,200	~ 57,000		27.0 (H30. 5)

・間取りに「○3DK」と記載されている住宅は、子育て世帯の優遇措置（9ページ参照）の対象住宅です。優遇される住宅は、エレベーターが無い住宅の4階若しくは5階、又は入居人数の条件が3人以上の住宅です。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
*****	○○団地	3DK	2人以上	1	4階建て / 3階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H10

×印の住宅は、駐車場がありません。

空無の住宅は、駐車場がありますが、平成30年10月1日現在、空きがありません。

空有の住宅は、駐車場があり、平成30年10月1日現在空きがありますが、必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。

駐車場使用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。なお、借上型住宅の駐車場は、建物所有者との直接契約となります。

一般世帯向け住宅（続き）

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
147221	並木団地	2DK	2人以上	1	7階建て / 4階部分	中央区並木 3-1-19	淵野辺駅 バス8分徒歩4分 又は徒歩25分	H22
147322		○3DK	4人以上	1	7階建て / 1階部分			
182221	淵野辺本町住宅	2DK	2人以上	1	4階建て / 3階部分	中央区淵野辺本町 4-1-13	淵野辺駅 徒歩16分	H12
182231		2LDK	2人以上	1	4階建て / 2階部分			

- ・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯(本来階層)はA～B、高齢者世帯等(裁量階層)はA～Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
- ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込む場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込む住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えている必要があります。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		備 考	過去5年間の直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			
空有	無	都市ガス	ガス×	A～B	～C		1.0 (H27. 5)

ガス×印はガスコンロが設置されていないので、ご自分でガスコンロを用意していただきます。

抽選方式

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		備 考	過去5年間の直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			
空有	有	都市ガス	ガス×	27,900～41,500	～54,800		23.0 (H29.11)
				34,800～51,800	～68,300		—
空無	有	都市ガス	ガス×	20,700～30,800	～40,600	※借上期限 平成33年3月31日	9.0 (H27. 5)
				27,100～40,300	～53,100		31.0 (H27. 5)



8 住宅の間取り図 (抽選方式)

- ・ 代表的な間取り図のため、位置や大きさや向きに違いがあります。
- ・ 同じ間取り(2DK、3DKなど)が複数ある場合は、当選順位により決定します。(申込時に指定はできません。)

抽選方式

一般世帯向け住宅

〔東団地 3DK〕
57.1㎡



〔文京団地 2DK〕
48.5㎡



〔文京団地 3DK〕
57.1㎡



〔横山住宅 2DK〕
54.3㎡



〔古淵住宅 2DK〕
55.7㎡



抽選方式

〔東第2住宅 3DK〕
63.8㎡



〔上九沢団地 2DK〕
56.2㎡



〔上九沢団地 2LDK〕
61.3㎡



〔上九沢団地 2LDK〕
61.3㎡



〔上九沢団地 3DK〕
67.2㎡



〔田名塩田団地 2DK〕

55.5㎡



〔田名塩田団地 2LDK〕

61.3㎡



〔田名塩田団地 3DK〕

66.1㎡



〔田名塩田団地 3DK〕

66.1㎡



〔田名塩田団地 3DK〕

66.1㎡



〔南台団地 2DK〕

54.8㎡



抽選方式

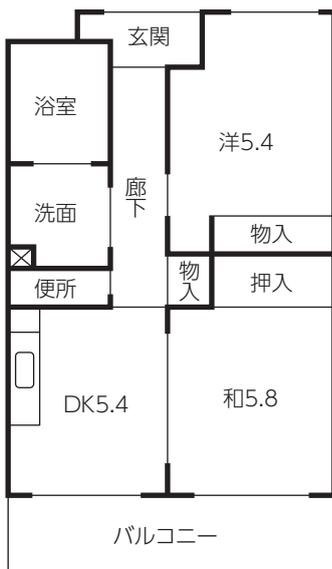
〔並木団地 2DK〕
54.5㎡



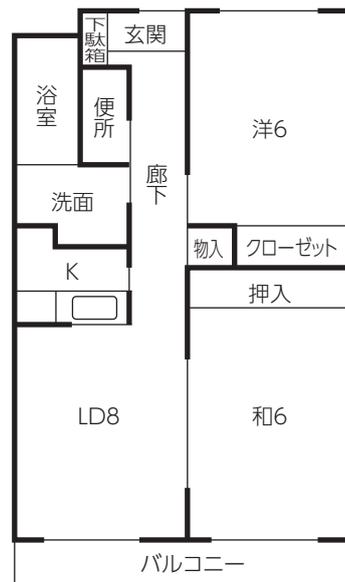
〔並木団地 3DK〕
67.9㎡



〔淵野辺本町住宅 2DK〕
42.1㎡



〔淵野辺本町住宅 2LDK〕
55.1㎡





9 申込みから入居までの流れ（ポイント方式）

受付期間	11月1日(木)～11月22日(木)	郵送による受付（11月22日(木)消印まで有効）
申込相談コーナー	11月2日(金)、5日(月)	場所：市役所会議室棟第1会議室（1階）
	11月9日(金)	場所：南区合同庁舎講堂（3階）
	11月12日(月)	場所：津久井総合事務所第3会議室（2階）
	11月16日(金)	場所：緑区合同庁舎2-1会議室（2階）
	11月21日(水)、22日(木)	場所：市役所会議室棟第1会議室（1階）
1次審査 (11月下旬～)	申込書の書類審査を行います。記載内容が不明瞭な方等に、電話で確認する場合がありますので、 必ず電話番号を記入してください。 1次審査の結果、上位複数名が2次審査の対象となります。	
1次審査 結果通知書 発送	12月14日(金)	1次審査の通過や落選等の結果を通知します。 通過者には2次審査（資格審査）の案内を発送します。 (※到達は郵便事情により数日かかります。)
2次審査 (資格審査) (1月中旬)	住民票の写し、収入を証明する書類、その他必要な書類を提出していただきます。 市税等の納付状況調査、暴力団員照会を行います。 また、必要に応じてお住まいの実態調査等を行います。	
2次審査 結果通知書 発送	2月15日(金)	2次審査の結果の通知を発送します。 (※到達は郵便事情により数日かかります。) また、市ホームページにおいて入居予定者の受付番号を掲載します。
入居決定通知書 発送	2月15日(金)	審査の結果、入居予定者となった方に送付します。
入居説明会の 開催	3月7日(木)	入居に関する説明会を開催いたします。 重要な説明になりますので、申込者本人又は同じ世帯の方が必ず出席してください。
入居の 手続き	3月中旬	請書などの提出や敷金の納付をしていただきます。 手続き完了後、住宅の下見ができます。
入居許可	4月1日(月)	原則として、4月10日(水)までに入居していただきます。



10 ポイント方式の申込資格

ポイント方式による選考を行う住宅については、共通申込資格（5・6ページ参照）に加えて、**以下の申込みをしようとする住宅ごとの申込資格をすべて満たしている必要があります。**

申込資格がない住宅に申込みをした場合には、「無資格」となりますので、ご注意ください。

一般単身者向け住宅（1人世帯）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格（3を除く）をすべて満たしている方
- 2 戸籍上配偶者がいない方（離婚を前提に申込みをする方は、2ページ注意事項の6をご参照ください）
- 3 おひとりで日常生活を送れる方
- 4 次のいずれかに該当する方
 - (1) 60歳以上の方（昭和33年11月23日以前に生まれた方）
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方
 - (4) 療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1・A2・B1・B2の方、又は同程度の障害がある方
 - (5) 戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が特別項症から第6項症までの方、又は第1款症の方
 - (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
 - (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付を受けている方
 - (8) 生活保護を受給されている方
 - (9) 海外引揚者の方（日本に入国して5年を経過していない方）
 - (10) 厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等に入所していた方
 - (11) DV被害者の方（6ページを参照してください）

多人数世帯向け住宅（5人以上の世帯）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている世帯
- 2 申込者を含めて、入居しようとする人が5人以上の世帯

身体障害者世帯向け住宅（2人以上・車いすを常時必要とする方がいる世帯）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている下肢障害の程度が1～4級で、車いすを常時必要とする方、又は、同程度の下肢に関わる障害があり、車いすを常時必要とする方がいる世帯

身体障害者単身者向け住宅（1人世帯・車いすを常時必要とする方）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格（3を除く）をすべて満たしている方
- 2 戸籍上配偶者がいない方（離婚を前提に申込みをする方は、2ページ注意事項の6をご参照ください）
- 3 おひとりで日常生活を送れる方
- 4 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている下肢障害の程度が1～4級で、車いすを常時必要とする方、又は、同程度の下肢に関わる障害があり、車いすを常時必要とする方

老人世帯向け住宅（2人以上・60歳以上の世帯）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている世帯
- 2 申込者が60歳以上（昭和33年11月23日以前に生まれた方）の世帯
- 3 次のいずれかに該当する方と同居する世帯
 - (1) 配偶者
 - (2) 18歳未満の方
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方
 - (5) 療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1・A2・B1・B2の方、又は同程度の障害のある方
 - (6) おおむね60歳以上で、市長が適当と認める方

高齢者世帯向け住宅（2人・65歳以上の世帯）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格をすべて満たしている世帯
- 2 申込者が65歳以上（昭和28年11月23日以前に生まれた方）の世帯
- 3 次のいずれかに該当する方1人と同居する世帯
 - (1) 配偶者
 - (2) 18歳未満の方
 - (3) おおむね60歳以上で、市長が適当と認める方

高齢者単身者向け住宅（1人世帯・65歳以上の方）

基準日（平成30年11月22日）現在、次のすべてに該当する方が申込みできます。

- 1 共通申込資格（3を除く）をすべて満たしている方
- 2 戸籍上配偶者がいない方（離婚を前提に申込みをする方は、2ページ注意事項の6をご参照ください）
- 3 おひとりで日常生活を送れる方
- 4 65歳以上（昭和28年11月23日以前に生まれた方）の方



11 募集する住宅一覧（ポイント方式 27戸）

×印の住宅は、駐車場がありません。
 空無の住宅は、駐車場がありますが、平成30年10月1日現在、空きがありません。
 空有の住宅は、駐車場があり、平成30年10月1日現在空きがありますが、必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。
 駐車場使用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。なお、借上型住宅の駐車場は、建物所有者との直接契約となります。

間取りに「■4DK」と記載されている住宅はエレベーターが無い住宅の1階です。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
*****	〇〇団地	1DK	1人	1	2階建て / 2階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H6

ガス×印はガスコンロが設置されていないので、ご自分でガスコンロを用意していただきます。
 電気IH印はIHコンロが設置されています。
 電気○印は電気コンロが設置されています（IHコンロへ替わる場合があります）。
 電気×印は電気コンロが設置されていないので、ご自分で電気コンロ又はIHコンロを用意していただきます。

ポイント方式

一般単身者向け住宅（5戸）1人世帯

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
243121	上九沢団地	1DK	1人	3	10階建て / 6階部分 14階建て / 6・12階部分	緑区上九沢 4	橋本駅 バス15分	H14・15
245121	大野台住宅	1DK	1人	2	6階建て / 2・6階部分	南区大野台 6-19-1	古淵駅 徒歩8分	H18

多人数世帯向け住宅（2戸）5人以上の世帯

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
331423	東団地	■4DK	5人以上	1	4階建て / 1階部分	中央区相生 2-7	淵野辺駅バス5分 又は徒歩15分	S58
347421	並木団地	4DK	5人以上	1	7階建て / 7階部分	中央区並木 3-1-19	淵野辺駅バス8分 徒歩4分又は徒歩25分	H22

身体障害者世帯向け住宅（1戸）2人以上・車いすを常時必要とする方がいる世帯

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
447221	並木団地	2DK	2人以上	1	7階建て / 1階部分	中央区並木 3-1-19	淵野辺駅バス8分 徒歩4分又は徒歩25分	H22

- ・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯(本来階層)はA～B、高齢者世帯等(裁量階層)はA～Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
- ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込み場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えている必要があります。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅 借上期限等	過去5年間の 直近の応募倍率	
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額	～C				
空有	無	都市 ガス	電気 ×	A～B	～C	×	○	平成33年3月31日	1.0 (H27.11)

○印の住宅は借上げ型住宅です。民間の土地所有者が建設した住宅を市が借り上げて公営住宅としているため、借上げ期間満了時には、他の住宅へ転居していただくことがあります。

ポイント方式

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅 借上期限等	過去5年間の 直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額	～ 37,100			
空有	有	都市 ガス	ガス ×	18,600～28,100	～ 37,100	×	—	27.0 (H30. 5)
空有	有	都市 ガス	ガス ×	17,300～25,800	～ 34,000	×	—	—

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅 借上期限等	過去5年間の 直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額	～ 55,700			
空有	無	都市 ガス	ガス ×	28,400～42,200	～ 55,700	×	—	0.0 (H30. 5)
空有	有	都市 ガス	ガス ×	38,000～56,600	～ 74,600	×	—	2.0 (H30. 5)

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅 借上期限等	過去5年間の 直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額	～ 64,900			
空有	有	都市 ガス	ガス ×	33,100～49,200	～ 64,900	×	—	—

×印の住宅は、駐車場がありません。
 空無の住宅は、駐車場がありますが、平成30年10月1日現在、空きがありません。
 空有の住宅は、駐車場があり、平成30年10月1日現在空きがありますが、必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。
 駐車場使用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。なお、借上型住宅の駐車場は、建物所有者との直接契約となります。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
*****	〇〇団地	2DK	2人以上	1	2階建て / 2階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H6

ガス×印はガスコンロが設置されていませんので、ご自分でガスコンロを用意していただきます。
 電気IH印はIHコンロが設置されています。
 電気○印は電気コンロが設置されています(IHコンロへ替わる場合があります)。
 電気×印は電気コンロが設置されていませんので、ご自分で電気コンロ又はIHコンロを用意していただきます。

老人世帯向け住宅（1戸）2人以上・60歳以上の世帯

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
642221	田中第2住宅	2DK	2人以上	1	6階建て / 4階部分	中央区上溝 7-36-18	上溝駅 徒歩13分	H11

高齢者世帯向け住宅（4戸）2人・65歳以上の世帯

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
744221	田名塩田団地	2DK	2人	1	8階建て / 2階部分	中央区田名塩田 3-3	原当麻駅 バス12分徒歩1分	H19
774221	あじさい住宅 相模台	2DK	2人	1	3階建て / 3階部分	南区相模台 5-8-5	相武台前駅 バス7分徒歩3分	H8
776221	あじさい住宅 古淵	2DK	2人	1	3階建て / 2階部分	南区古淵 4-11-10	古淵駅 徒歩10分	H9
781221	あじさい住宅 コンフォールさがみ南	2DK	2人	1	5階建て / 3階部分	南区相南 1-24-5	小田急相模原駅 徒歩9分	H12

※この住宅はシルバーハウジングです。以下の事項を必ず確認し、ご了解の上、お申込みください。

- 高齢者世帯等が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援
- (1)シルバーハウジングには、緊急通報システムなどが設置され、入居者に対する安否確認・生活指導・緊急対応等
 - (2)緊急通報システムが設置してあるため、入居にあたり作動に必要なNTTのアナログ電話回線を、入居者の負担
 - (3)生活援助員の派遣については、入居者の所得に応じて月額0～1,000円の費用負担があります。
 - (4)生活援助員が使用する部屋の電気料などについても、シルバーハウジングの入居者で負担していただきます。

- ・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯(本来階層)はA～B、高齢者世帯等(裁量階層)はA～Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
- ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込み場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えている必要があります。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅		過去5年間の 直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			借上期限等		
空有	無	都市 ガス	電気 ×	A～B	～C	○	○	平成33年3月31日	1.0 (H27.11)

○印の住宅はシルバーハウジングです。家賃の他に費用負担等がありますので、下記の説明を必ず確認してください。

○印の住宅は借上げ型住宅です。民間の土地所有者が建設した住宅を市が借り上げて公営住宅としているため、借上げ期間満了時には、他の住宅へ転居していただくことがあります。

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅		過去5年間の 直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			借上期限等		
空有	有	都市 ガス	ガス ×	27,200～40,600	～53,500	×	—		—

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

設 備				高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅		過去5年間の 直近の応募倍率
駐車場	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			借上期限等		
空有	有	集中 プロパン	ガス ×	28,100～41,800	～55,100	○	—		2.0 (H30. 5)
空無	有	都市 ガス	電気 ○	19,200～28,700	～37,800	○	○	平成39年3月31日	10.0 (H27. 5)
空有	有	都市 ガス	電気 IH	20,800～31,000	～40,900	○	○	平成40年3月31日	9.0 (H26.11)
空無	有	都市 ガス	ガス ×	24,300～36,200	～47,700	○	○	平成33年3月31日	7.0 (H28. 5)

するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。シルバーハウジングの主な特徴等は次のとおりです。のサービスを提供する生活援助員が派遣されています。

で必ず設置、加入していただく必要があります。

×印の住宅は、駐車場がありません。
 空無の住宅は、駐車場がありますが、平成30年10月1日現在、空きがありません。
 空有の住宅は、駐車場があり、平成30年10月1日現在空きがありますが、必ずしも駐車スペースを確保するものではありません。
 駐車場使用料は近隣の民間駐車場と同程度の金額です。なお、借上型住宅の駐車場は、建物所有者との直接契約となります。

間取りに「■1DK」と記載されている住宅はエレベーターが無い住宅の1階です。

<例>

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
*****	あじさい住宅 ○○	1DK	1人	1	2階建て / 2階部分	中央区中央 2-11-15	相模原駅 バス10分	H6

ガス×印はガスコンロが設置されていませんので、ご自分でガスコンロを用意していただきます。
 電気IH印はIHコンロが設置されています。
 電気○印は電気コンロが設置されています (IHコンロへ替わる場合があります)。
 電気×印は電気コンロが設置されていませんので、ご自分で電気コンロ又はIHコンロを用意していただきます。

高齢者単身者向け住宅（14戸）1人世帯・65歳以上の方

申込住宅番号	申込住宅名	間取り	入居人数	募集戸数	建物階 / 所在階	所在地	交通	竣工年度
843121	上九沢団地	1DK	1人	2	6階建て / 1・5階部分	緑区上九沢 4	橋本駅 バス15分	H13
844121	田名塩田団地	1DK	1人	1	10階建て / 1階部分	中央区田名塩田 3-3	原当麻駅 バス12分徒歩1分	H17
846121	南台団地	1DK	1人	2	7階建て / 3階部分 8階建て / 5階部分	南区南台 4-12-51・53	小田急相模原駅 徒歩8分	H21・27
847121	並木団地	1DK	1人	1	7階建て / 3階部分	中央区並木 3-1-19	淵野辺駅バス8分 徒歩4分又は徒歩25分	H22
871121	あじさい住宅 上鶴間	1DK	1人	1	2階建て / 2階部分	南区上鶴間本町 7-4-15	相模大野駅 徒歩20分	H5
872121	あじさい住宅 東橋本	1DK	1人	1	2階建て / 2階部分	緑区東橋本 4-9-9	橋本駅 徒歩18分	H6
873121	あじさい住宅 陽光台	1DK	1人	1	3階建て / 2階部分	中央区陽光台 5-3-35	淵野辺駅 バス10分徒歩4分	H7
875121	あじさい住宅 富士見	1DK	1人	2	2階建て / 2階部分	中央区富士見 5-5-10	矢部駅 徒歩17分	H8
877123	あじさい住宅 二本松	■1DK	1人	1	2階建て / 1階部分	緑区二本松 2-4-5	橋本駅 バス8分徒歩1分	H9
883123	あじさい住宅 下溝	■1DK	1人	1	2階建て / 1階部分	南区下溝 2103-28	原当麻駅 徒歩15分	H13
884121	あじさい住宅 相武台	1DK	1人	1	3階建て / 1階部分	南区相武台 2-11-10	相武台前駅 徒歩9分	H14

※この住宅はシルバーハウジングです。以下の事項を必ず確認し、ご了解の上、お申込みください。

- 高齢者世帯等が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援
- (1)シルバーハウジングには、緊急通報システムなどが設置され、入居者に対する安否確認・生活指導・緊急対応等
 - (2)緊急通報システムが設置してあるため、入居にあたり作動に必要な **NTTのアナログ電話回線を、入居者の負担**
 - (3)生活援助員の派遣については、入居者の所得に応じて **月額0～1,000円の費用負担**があります。
 - (4)生活援助員が使用する部屋の電気料などについても、**シルバーハウジングの入居者で負担していただきます。**

- ・表中の家賃額は目安の額です。一般世帯(本来階層)はA~B、高齢者世帯等(裁量階層)はA~Cの範囲で、入居者の世帯収入により異なります。
- ・入居申込書の「住宅に困っている理由」で、(5)の「家賃が高い」を理由に申込み場合は、現在住んでいる住宅の家賃額が、申込み住宅の最高家賃額(世帯の月収額が158,000円以下の場合はBの家賃額、158,001円以上214,000円以下の場合はCの家賃額)を超えていることが必要です。

駐車場	設 備			高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅		過去5年間の 直近の応募倍率
	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			借上期限等		
空有	無	都市 ガス	電気 ×	A~B	~C	○	○	平成33年3月31日	1.0 (H27.11)

○印の住宅はシルバーハウジングです。家賃の他に費用負担等がありますので、下記の説明を必ず確認してください。

○印の住宅は借上げ型住宅です。民間の土地所有者が建設した住宅を市が借り上げて公営住宅としているため、借上げ期間満了時には、他の住宅へ転居していただくことがあります。

住宅の場所については「市営住宅位置図」(51ページ)を参照してください。

駐車場	設 備			高齢者世帯等の家賃額		シルバー ハウジング	借上型住宅		過去5年間の 直近の応募倍率
	エレベーター	ガ ス	コンロ	一般世帯の家賃額			借上期限等		
空有	有	都市 ガス	ガス ×	18,500~27,600	~ 36,300	○	—		14.0 (H29.11)
空有	有	集中 プロパン	ガス ×	19,600~29,300	~ 38,600	○	—		13.0 (H29.11)
空有	有	都市 ガス	ガス ×	17,500~27,400	~ 36,100	○	—		67.0 (H30. 5)
空有	有	都市 ガス	ガス ×	16,500~24,500	~ 32,300	○	—		36.0 (H30. 5)
空有	無	都市 ガス	電気 ×	14,000~20,800	~ 27,500	○	○	平成36年3月31日	8.0 (H27. 5)
空有	無	プロ パン	電気 ×	15,900~23,700	~ 31,300	○	○	平成37年3月31日	7.5 (H29.11)
空有	有	都市 ガス	電気 ×	14,900~22,200	~ 29,300	○	○	平成38年3月31日	36.0 (H28.11)
空無	無	プロ パン	電気 ○	15,600~23,200	~ 30,600	○	○	平成39年3月31日	—
空無	無	プロ パン	電気 IH	14,800~22,100	~ 29,100	○	○	平成40年3月31日	—
空無	無	プロ パン	ガス ×	16,300~24,200	~ 31,900	○	○	平成44年3月31日	10.0 (H29.11)
空無	有	都市 ガス	ガス ×	16,800~25,000	~ 33,000	○	○	平成35年3月31日	6.0 (H29.11)

するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。シルバーハウジングの主な特徴等は次のとおりです。
 のサービスを提供する生活援助員が派遣されています。
で必ず設置、加入していただく必要があります。



12 住宅の間取り図 (ポイント方式)

- ・ 代表的な間取り図のため、位置や大きさや向きに違いがあります。
- ・ 同じ間取り (2DK、3DK など) が複数ある場合は、当選順位により決定します。(申込時に指定はできません。)

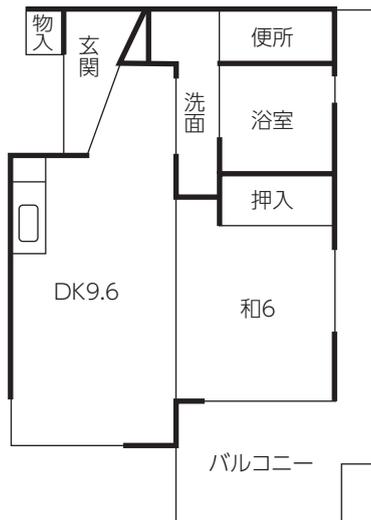
一般単身者向け住宅 (1人世帯)

〔上九沢団地 1DK〕

38.7㎡



39.3㎡



〔大野台住宅 1DK〕

34.4㎡



ポイント方式

多人数世帯向け住宅 (5人以上の世帯)

〔東団地 4DK〕

70.6㎡



〔並木団地 4DK〕

74.2㎡



身体障害者世帯向け住宅（2人以上・車いすを常時必要とする方がいる世帯）

〔並木団地 2DK〕

64.6㎡

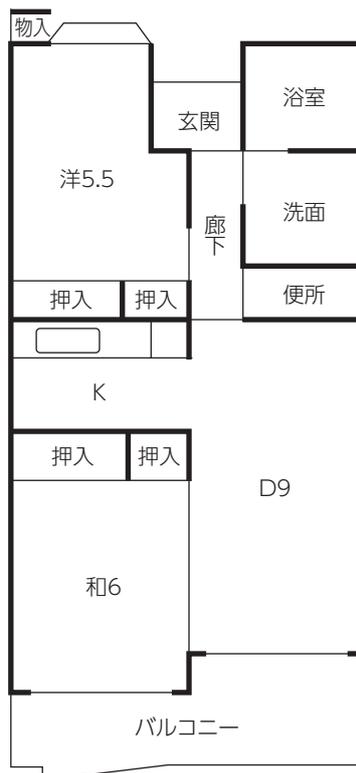


ポイント方式

老人世帯向け住宅（2人以上・60歳以上の世帯）

〔田中第2住宅 2DK〕

55.7㎡



高齢者世帯向け住宅（2人・65歳以上の世帯）

〔田名塩田団地 2DK〕
55.5㎡



〔あじさい住宅 相模台 2DK〕
40.1㎡



〔あじさい住宅 古淵 2DK〕
43.0㎡



〔あじさい住宅
コンフォールさがみ南 2DK〕
49.5㎡



ポイント方式

高齢者単身者向け住宅（1人世帯・65歳以上の方）

〔上九沢団地 1DK〕
38.7㎡



〔田名塩田団地 1DK〕
39.2㎡



〔南台団地 1DK〕
34.4㎡



ポイント方式

〔南台団地 1DK〕
35.2㎡



〔並木団地 1DK〕
32.2㎡



〔あじさい住宅 上鶴間 1DK〕
30.3㎡



高齢者単身者向け住宅（1人世帯・65歳以上の方）

〔あじさい住宅 東橋本 1DK〕
34.1㎡



〔あじさい住宅 陽光台 1DK〕
31.5㎡



〔あじさい住宅 富士見 1DK〕
32.5㎡



ポイント方式

〔あじさい住宅 二本松 1DK〕
30.9㎡



〔あじさい住宅 下溝 1DK〕
33.0㎡



〔あじさい住宅 相武台 1DK〕
33.9㎡





13 障害者総合支援法の対象疾病一覧

※困窮度評価に基づくポイント方式による選考を行う住宅のみ優遇となります。

1	アイカルディ症候群	91	結節性硬化症	181	前眼部形成異常	271	非ケト-シス型高グリシン血症
2	アイザックス症候群	92	結節性多発動脈炎	182	全身性エリテマトーデス	272	肥厚性皮膚骨髄症
3	IgA腎症	93	血栓性血小板減少性紫斑病	183	先天異常症候群	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
4	IgG4関連疾患	94	限局性皮質異形成	184	先天性横隔膜ヘルニア	274	皮膚下腫瘍と白質脳症を伴う常染色体性脳動脈症
5	亜急性硬化性全脳炎	95	原発性局所多汗症	185	先天性核上性球麻痺	275	肥大型心筋症
6	アジソン病	96	原発性硬化性胆管炎	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	276	左肺動脈右肺動脈起始症
7	アッシャー症候群	97	原発性高脂血症	187	先天性魚鱗癬	277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
8	アトピー性皮膚炎	98	原発性側索硬化症	188	先天性筋無力症候群	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
9	アペール症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	189	先天性コリコリスファチリノシトール(GPI)欠陥	279	ヒッカーズタツパ脳幹脳炎
10	アミロイドーシス	100	原発性免疫不全症候群	190	先天性三尖弁狭窄症	280	非典型溶血性尿毒症症候群
11	アラジール症候群	101	顕微鏡の大腸炎	191	先天性腎性尿崩症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症
12	アルポート症候群	102	顕微鏡的多発血管炎	192	先天性赤血球形成異常性貧血	282	皮膚筋炎/多発性筋炎
13	アレキサンダー病	103	高IgD症候群	193	先天性僧帽弁狭窄症	283	ひまん性汎細気管支炎
14	アンジェルマン症候群	104	好酸球性消化管疾患	194	先天性大脳白質形成不全症	284	肺動脈低換気症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	195	先天性肺動脈狭窄症	285	表皮水疱症
16	イソ吉草酸血症	106	好酸球性副鼻腔炎	196	先天性風疹症候群	286	ヒュースブルグ病(全結腸型又は小腸型)
17	一次性ネフローゼ症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	197	VATER症候群	287	VATER症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	108	後縦帯骨化症	198	先天性腎皮質酵素欠損症	288	ファイファー症候群
19	1p36欠失症候群	109	甲状腺ホルモン不応症	199	先天性ミオパチー	289	フロロ-四徴症
20	遺伝性自己炎症疾患	110	拘束型心筋症	200	先天性無痛無汗症	290	ファンconi貧血
21	遺伝性ジストニア	111	高チロシン血症1型	201	先天性薬物吸収不全	291	封入体筋炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	112	高チロシン血症2型	202	前頭頭葉変性症	292	フェニルケトン尿症
23	遺伝性膝炎	113	高チロシン血症3型	203	早期ミオクロニー脳症	293	複合カルボキシラーゼ欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	114	後天性赤芽球症	204	総動脈幹遺残症	294	副甲状腺機能低下症
25	ウィーバー症候群	115	広範脊柱管狭窄症	205	総排液腔遺残	295	副腎白質ジストロフィー
26	ウィリアムズ症候群	116	抗リン脂質抗体症候群	206	総排液腔外反症	296	副腎皮質刺激ホルモン不応症
27	ウィルソン病	117	コケイン症候群	207	ソトス症候群	297	ブラウ症候群
28	ウエスト症候群	118	コステロ症候群	208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	298	ブラダー・ウィリ症候群
29	ウエルナー症候群	119	骨形成不全症	209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	299	ブリン病
30	ウォルフラム症候群	120	骨髄異形成症候群	210	大脳皮質基底核変性症	300	プロピオン酸血症
31	ウルリッヒ病	121	骨髄線維症	211	大理石骨病	301	PRR分泌亢進症(高プロラクチン血症)
32	HTLV-1関連脊髄症	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	212	ダウン症候群	302	閉塞性細気管支炎
33	ATR-X症候群	123	5p欠失症候群	213	高安静脈炎	303	β-ケトチオラーゼ欠損症
34	ADH分泌異常症	124	コフィン・シリシ症候群	214	多系統萎縮症	304	パーチェット病
35	エーラス・ダンロス症候群	125	コフィン・ローリー症候群	215	タナトフォリック骨異形成症	305	ベスレムミオパチー
36	エプスタイン症候群	126	混合性結合組織病	216	多発血管炎性肉芽腫症	306	ヘパリン起因性血小板減少症
37	エプスタイン病	127	鯉耳腎症候群	217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	307	ヘモクロマトーシス
38	エマヌエル症候群	128	再生不良性貧血	218	多発性軟骨性外骨腫症	308	ヘリ-症候群
39	遠位型ミオパチー	129	サイトメガロウイルス角膜炎皮炎	219	多発性嚢胞腎	309	ヘルニア角膜辺縁変性症
40	円錐角膜	130	再発性多発軟骨炎	220	多脾症候群	310	ヘルオキシム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
41	黄色粘帯骨化症	131	左心低形成症候群	221	タンジール病	311	片側巨脳症
42	黄斑ジストロフィー	132	サルコイドーシス	222	単心室症	312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
43	大田原症候群	133	三尖弁閉鎖症	223	弾性線維性仮性黄色腫	313	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
44	オクシタル・ホーン症候群	134	三頭筋欠損症	224	短腸症候群	314	発作性夜間ヘモグロビン尿症
45	オスラー病	135	CFC症候群	225	胆道閉鎖症	315	ホルリフィン症
46	カーニ-複合	136	シェーグレン症候群	226	遅発性内リンパ水腫	316	マリネスコ・シェーグレン症候群
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	137	色素性乾皮症	227	チャーチン症候群	317	マルファン症候群
48	潰瘍性大腸炎	138	自己食空腔性ミオパチー	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシヤ症候群	318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパシー
49	下垂体前葉機能低下症	139	自己免疫性肝炎	229	中毒性表皮壊死症	319	慢性血拴塞性肺高血圧症
50	家族性地中海熱	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	230	腸管神経節細胞減少症	320	慢性再発性多発性骨髄炎
51	家族性良性慢性天疱瘡	141	自己免疫性溶血性貧血	231	TSH分泌亢進症	321	慢性膝炎
52	カナパン病	142	四肢形成不全	232	TNF受容体関連周期性症候群	322	慢性特異性偽性腸閉塞症
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	143	システロール血症	233	低ホスファターゼ症	323	ミオクロニー欠伸てんかん
54	歌舞伎症候群	144	シトリン欠損症	234	天疱瘡	324	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
55	ガラクトース-1-リン酸リソリチンスフェラーゼ欠損症	145	紫斑病性腎炎	235	壳頭と変形性骨椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	325	ミトコンドリア病
56	カルニチン回路異常症	146	脂肪萎縮症	236	特異性拡張型心筋症	326	無虹彩症
57	加齢黄斑変性	147	若年性特異性関節炎	237	特異性間質性肺炎	327	無脾症候群
58	肝型糖尿病	148	若年性肺気腫	238	特異性基底核石灰化症	328	無βリボタンパク血症
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	149	シャルコー・マリー・トゥース病	239	特異性血小板減少性紫斑病	329	メーブルシロップ尿症
60	環状20番染色体症候群	150	重産筋無力症	240	特異性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	330	メチルグルタコン酸尿症
61	関節リウマチ	151	修正大血管転位症	241	特異性後天性全身性無汗症	331	メチルマロン酸血症
62	完全大血管転位症	152	ジュベール症候群関連疾患	242	特異性大腿骨頭壊死症	332	メビウス症候群
63	眼皮膚白皮症	153	シュワルツ・ヤンベル症候群	243	特異性多中心性キャッスルマン病	333	メンクス病
64	偽性副甲状腺機能低下症	154	徐波睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	244	特異性門脈圧亢進症	334	網膜色素変性症
65	ギャロウェイ・モワト症候群	155	神経細胞移動異常症	245	特異性両側性感音難聴	335	ちやもや病
66	急性壊死性脳症	156	神経軸索入り口形成を伴う遺伝性ひまん性白質脳症	246	突発性難聴	336	モワット・ウイルス腫症候群
67	急性網膜壊死	157	神経線維腫症	247	トラベ症候群	337	薬剤性過敏症候群
68	球骨髄性筋萎縮症	158	神経フェリチン症	248	横・西村症候群	338	ヤング・シンプソン症候群
69	急速進行性糸球体腎炎	159	神経有棘赤血球症	249	那須・ハコラ病	339	慢性遺伝形式をとる遺伝性難聴
70	強直性脊椎炎	160	進行性核上性麻痺	250	軟骨無形成症	340	游走性焦点発作を伴う乳児てんかん
71	強皮症	161	進行性骨化性線維異形成症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	341	4p欠失症候群
72	巨細胞性動脈炎	162	進行性多発性白質脳症	252	22q11.2欠失症候群	342	ライソゾーム病
73	巨大静脈奇形(頸部口咽頭及びまん性病変)	163	進行性白質脳症	253	乳幼児肝巨大血管腫	343	ラスマッセン脳炎
74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	164	進行性ミオクローヌステんかん	254	尿素サイクル異常症	344	ラングルハンス細胞組織球症
75	巨大膀胱脱肛小結腸腸管蠕動不全症	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	255	ヌーナン症候群	345	ランドウ・クレフナー症候群
76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	256	ネール/バラ症候群(爪脱着症候群)/LMXB関連症	346	リジン尿性蛋白不耐症
77	筋萎縮性側索硬化症	167	スタージ・ウェーバー症候群	257	脳腫黄色腫症	347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
78	筋型糖尿病	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	258	脳表ヘモジエリン沈着症	348	両大血管右室起始症
79	筋ジストロフィー	169	スミス・マギニス症候群	259	膿疱性乾癬	349	リンパ管腫症/ゴーハム病
80	クッシング病	170	スモン	260	嚢胞性線維症	350	リンパ管筋腫症
81	クリオピリン関連周期性熱症候群	171	脆弱X症候群	261	バーキンソン病	351	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
82	クリッペル・トレネー・ウェーバー症候群	172	脆弱X症候群関連疾患	262	バージャー病	352	ルビンシュタイン・テイビ症候群
83	クルーゾン症候群	173	正常圧水頭症	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	353	レーベル遺伝性視神経症
84	グルコーストランスポート1欠損症	174	成人スチル病	264	肺動脈性肺高血圧症	354	レシニコスフォルアルトランスフェラーゼ欠損症
85	グルタル酸血症1型	175	成長ホルモン分泌亢進症	265	肺動脈白症(自己免疫性又は先天性)	355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
86	グルタル酸血症2型	176	脊髄空洞症	266	肺動脈低換気症候群	356	レット症候群
87	クロウ・深瀬症候群	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	267	バンド・キアリ症候群	357	レノックス・ガスター症候群
88	クロン病	178	脊髄髄膜瘤	268	ハンチントン病	358	ロスマント・トムソン症候群
89	クロンカイト・カナダ症候群	179	脊髄性筋萎縮症	269	汎発性特異性骨増殖症	359	肋骨異常を伴う先天性側弯症
90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	180	セバプテリン還元酵素(SR)欠損症	270	PCDH19関連症候群		

ポイント方式



14 月収額の計算

- 申込みの基準となる世帯の月収額の計算方法は、まず1年間の総所得金額を計算して、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。
- 総所得金額の計算方法は、得ている収入の種類（年金・給与・事業等の所得）や、現在の勤務先に勤務し始めた年月日、現在の事業などを始めた年月日によって異なります。

$$\left(\boxed{\text{1年間の総所得金額}} - \boxed{\text{控除額}} \right) \div \boxed{\text{12か月}} = \boxed{\text{世帯の月収額}}$$

世帯の月収額により、申込資格の有無、住宅使用料（家賃額）が決まります。

1 計算にあたっての注意事項

(1) 計算の対象となる収入の種類

申込者及び同居しようとする親族が、基準日(平成30年11月22日)現在に得ている収入で、次に該当するもの。退職を予定している方でも、平成30年11月22日現在、次の収入がある場合は、計算対象です。

- ア. 国民年金、厚生年金、普通恩給等（※遺族年金、障害年金等を除く）
- イ. 給与、賞与、残業代、その他の手当（アルバイト、パート等の収入も含む。ただし、非課税の交通費は除く。）
- ウ. 日雇等による収入
- エ. 事業による収入（生命保険の外交員報酬等も含む）
- オ. その他、利子・配当等継続的な収入で課税対象となるもの

(2) 収入から除外されるもの

- ア. 遺族が受給している年金及び恩給
- イ. 生活保護の扶助費、中国残留邦人等としての支援給付、障害年金、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、児童扶養手当、仕送り等
※これらの収入があるときは、申込書の非課税の収入欄に「生活保護費」、「遺族年金」、「雇用保険」等を記入してください。
- ウ. 恩給に規定する増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）及び傷病賜金その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に起因して受けるこれに準じて給付されるもの。

(3) 計算の対象となる期間

- ア. 平成29年1月1日以前から勤務先（事業の方は事業の内容、年金の方は年金の種類）が変わっていない方は、平成29年中の収入が対象です。
- イ. 平成29年1月2日以降に就職、転職した方は、就職、転職した翌月からの収入により計算します。
- ウ. 基準日（平成30年11月22日）現在に就職していない方は無職とし、就職していた時の収入は計算の対象としません。

(4) 休業・休職期間がある方

平成29年1月2日以降に休業・休職により無収入の期間がある方は、復業・復職の翌月からの収入で計算します。38、39、44、45ページの収入計算の方法（計算例）の就職年月日を復業・復職年月日に読みかえて計算してください。

(5) 2人以上に収入があるとき

入居する方全員（婚約者を含む）の所得金額を個別に算出して合算します。(38～47ページの例をご覧ください)

(6) 1人に2種類以上の収入があるとき

- ア. 1人で2種類以上の収入を得ているとき（年金と給与、給与と事業所得等）は、所得金額を個別に算出して合算します。
- イ. 1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ている（2か所から給与を得ている、2種類の公的年金を受けている）ときは、それぞれの支給額を合算してから、所得金額を算出します。

2 各控除の内容及び控除額について

1年間の総所得金額から次の控除額を差し引いてください。

1の「親族控除」は単身者を除くすべての世帯に該当します。

2～7の控除は、世帯に老人控除対象配偶者、老人扶養、特定扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦・寡夫に該当する場合、1の「親族控除」に加え、該当する控除を行います。

	控除の種類	控除を受けられる方	控除額(年額)
1	親族控除	<p>申込者本人を除く同居しようとする親族(婚約者及び同居しないが所得税法上の扶養親族の方を含む)</p> <p>①出産予定の子は含みません。</p> <p>②同居しようとする親族は、親族控除の対象となります。</p> <p>③遠隔地扶養は、所得税法上認められている扶養親族が対象となります。</p>	1人につき 年380,000円

▼以下の2～7の控除は1の親族控除にあわせて控除します。

2	老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上(昭和23年11月23日以前の生まれ)の方	1人につき 年100,000円
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上(昭和23年11月23日以前の生まれ)の方	1人につき 年100,000円
4	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満(平成7年11月24日～平成14年11月23日生まれ)の方(配偶者は該当しません)	1人につき 年250,000円
5	障害者控除	<p>申込者本人、同居親族又は同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳の交付を受けている方 …このうち1～2級の方は、特別障害者控除</p> <p>②心身喪失の状況、又は児童相談所、障害者更生相談所等の判定により知的障害者と判定された方 …このうち重度(A1、A2)と判定された方は、特別障害者控除</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 …このうち1級の方は、特別障害者控除</p> <p>④精神に障害のある方で国民年金又は厚生年金の障害年金証書を交付されている方 …このうち1級の方は、特別障害者控除</p> <p>⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方 …このうち特別項症から第3項症の方は、特別障害者控除</p> <p>⑥原爆被爆者のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方 …特別障害者控除</p> <p>⑦その他所得税法上認定されている方</p> <p>※「障害者控除対象者認定書」については、市の緑・中央・南高齢者相談課又は、城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課へお問い合わせください。</p>	<p>障害者控除 1人につき 年270,000円</p>
6	特別障害者控除		<p>特別障害者控除 1人につき 年400,000円</p>
7	寡婦控除 寡夫控除	<p>配偶者と死別した方、離婚してから婚姻していない方、婚姻によらないで母(父)となった方、又は配偶者の生死が不明な方で、次に該当する方</p> <p>①寡婦控除 ア. 夫と死別又は離婚した方若しくは婚姻によらないで母になった方で、扶養親族か生計を一にする子がいる女性 イ. 夫と死別又は夫の生死が不明な方で、年間所得金額が500万円以下の女性</p> <p>②寡夫控除 生計を一にする子がいる年間所得金額が500万円以下の男性</p> <p>・「生計を一にする子」とは、所得がない又は所得が38万円以下で、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子のことです。</p> <p>・「配偶者の生死が不明な方」とは、一般に3年以上その人の生死が明らかでなく、所得税法上寡婦又は寡夫控除が認められている方です。</p> <p>・「配偶者」「夫」「離婚」「婚姻」とは、民法上の規定をいいますので、内縁関係によるものは含みません。</p>	<p>1人につき 年270,000円 (所得金額が27万円未満のときはその額)</p>

3 月収額の計算方法

世帯の月収額は、次の手順にしたがって計算します。

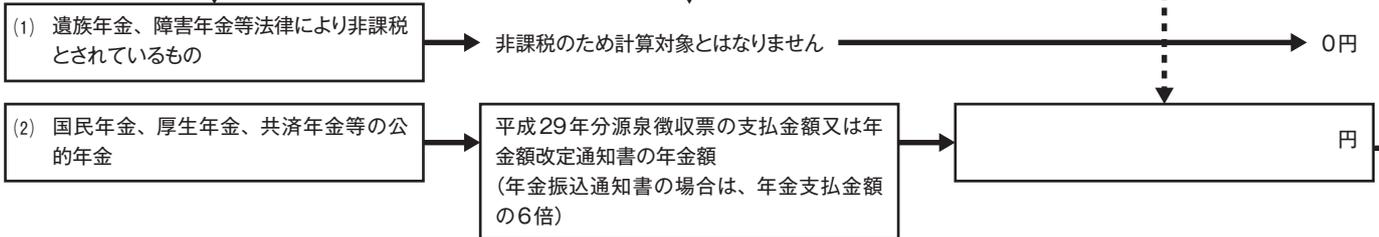
計算にあたっては、まず、収入が次の(1)~(11)のどれにあてはまるかを確認の上、→にそって具体的に数字をあてはめながら計算してください。

手順

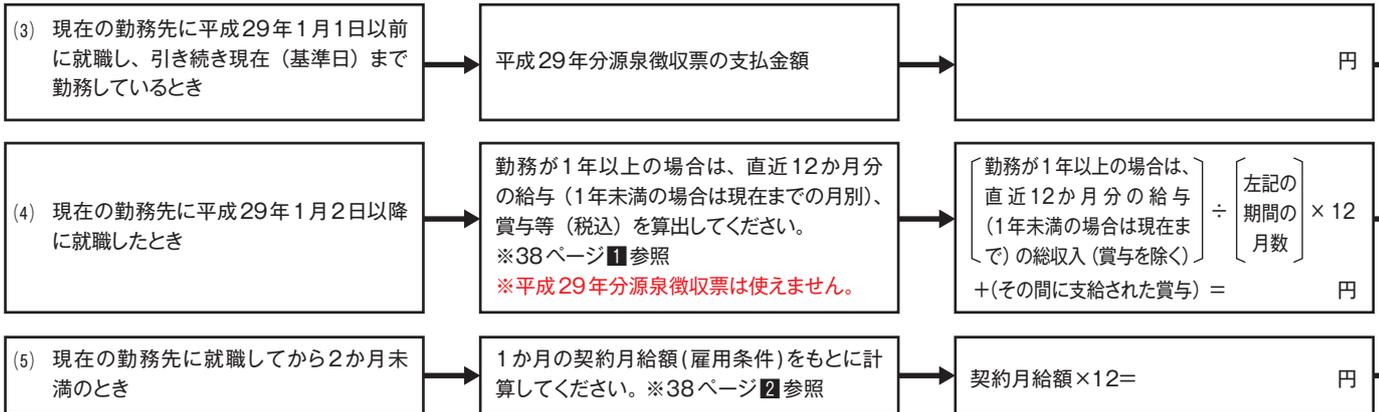


収入の種類

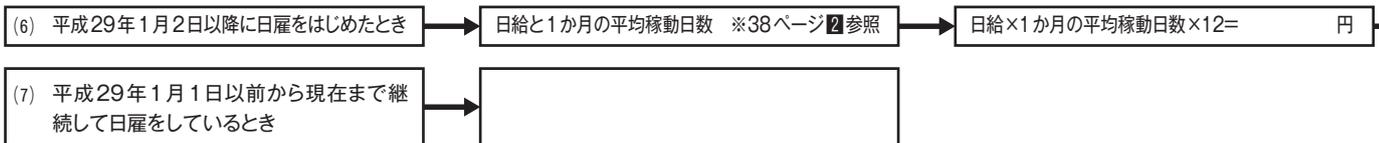
●年金の方



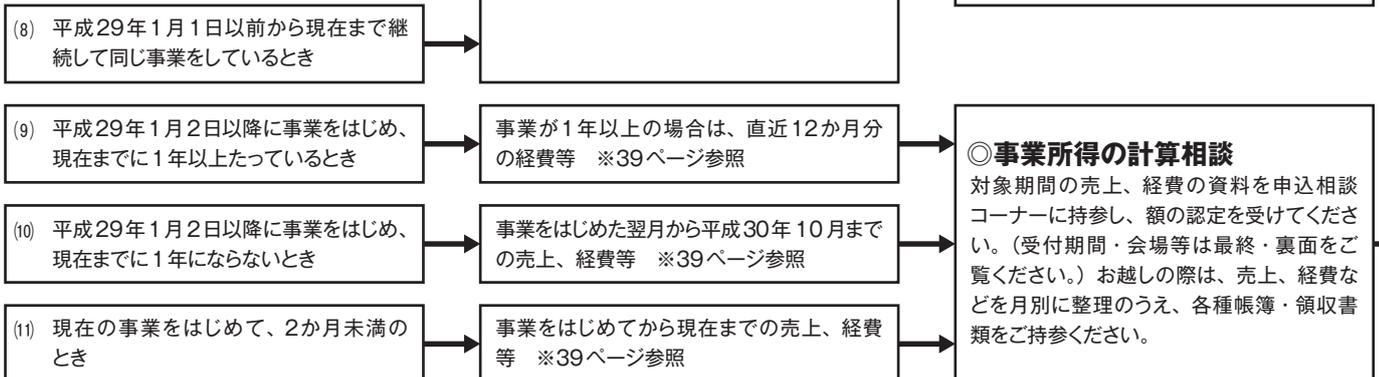
●給与の方



●日雇の方



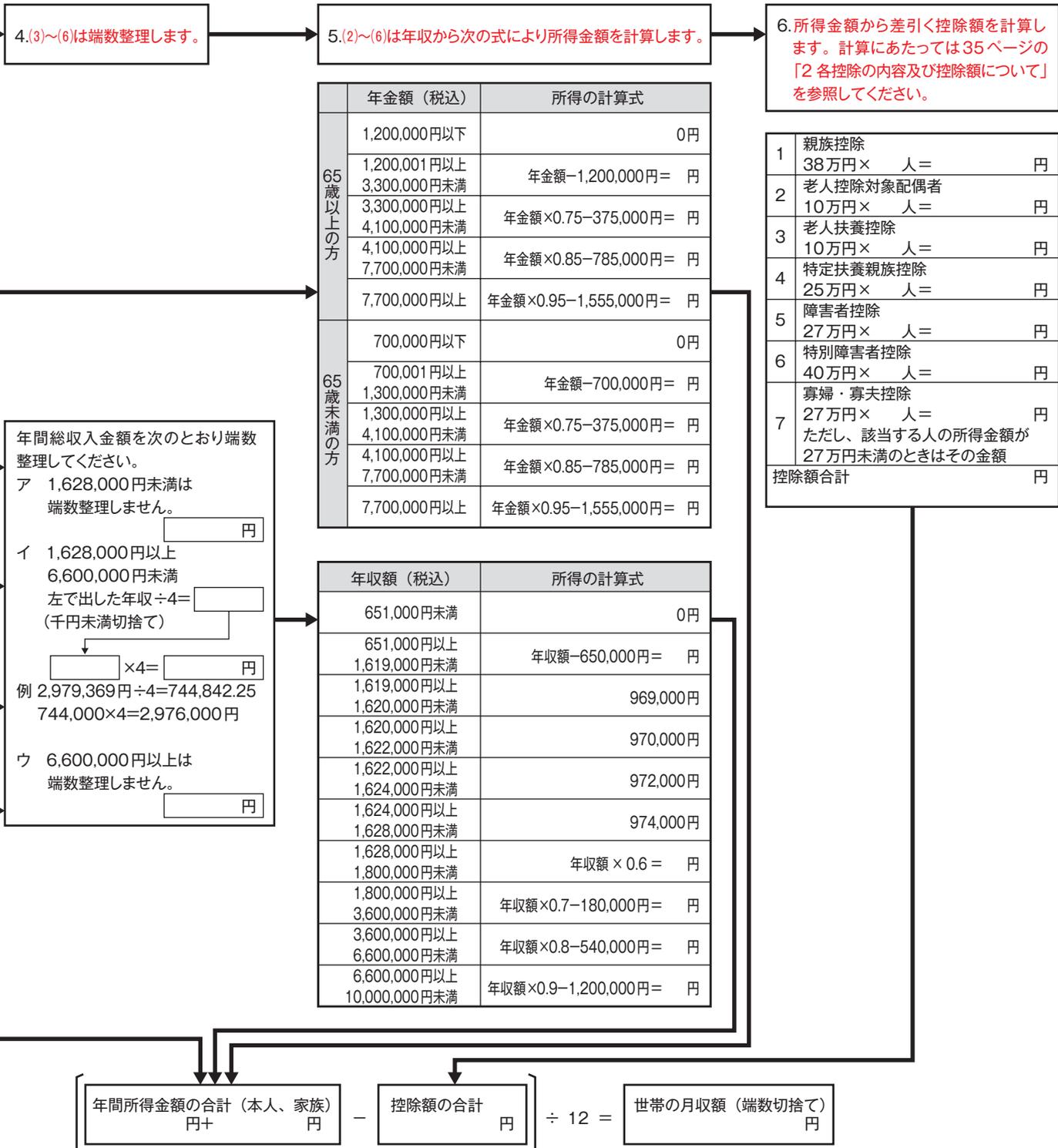
●事業所得の方



◎事業所得の計算相談
対象期間の売上、経費の資料を申込相談コーナーに持参し、額の認定を受けてください。(受付期間・会場等は最終・裏面をご覧ください。)お越しの際は、売上、経費などを月別に整理のうえ、各種帳簿・領収書類をご持参ください。

●収入がない方 収入がない方は、市営住宅入居申込書の年間(推定)総収入金額の給与欄に0円と記入してください。

- ・ 申込書には収入金額の記入のみで「収入証明書」（源泉徴収票、給与証明書、年金額改定通知書、確定申告書写し等）の添付の必要はありません。
- ・ 二次審査（資格審査）時に審査書類として収入証明書を提出していただきます。



収入計算

世帯の月収額が次の基準以下の場合に申込みができます。

一般世帯（本来階層）	158,000円以下
高齢者世帯等（裁量階層）	214,000円以下

◇高齢者世帯等（裁量階層）については5ページを参照。



15 年間（推定）総収入の計算方法

1 現在の勤務先に、平成29年1月2日以降から勤務し、2か月以上の方の例 平成30年1月15日から勤務している場合の例

給 与	30年 1月 75,000円	30年 7月 150,000円
	30年 2月 150,000円	30年 8月 150,000円
	30年 3月 150,000円	30年 9月 150,000円
	30年 4月 150,000円	30年 10月 150,000円
	30年 5月 150,000円	年 月 円
	30年 6月 150,000円	年 月 円
	(給料計)	1,350,000円
手 当	30年 6月	400,000円
	年 月	円
	手当(賞与)計	400,000円
給 与		1,750,000円

お勤めになった最初の月は加えないでください。(1日から勤務の場合を除く)

年間(推定)総収入は、(給与計÷勤務した月数(平均給与額)×12か月+手当(賞与)の合計)となります。

※ $1,350,000 \div 9 \text{ か月} \times 12 \text{ か月} + 400,000 \text{ 円} = 2,200,000 \text{ 円}$

* 給与の支払額には、通勤手当を除いた支払総額(税込み)を記入してください。

2 現在の勤務先に勤務し、2か月未満の方の例

内 与	給	※ ①②③のいずれか該当するもので計算してください。
	与	①月給制 給与 150,000円/月=A
		②日給制 日給 8,000円/日×1ヶ月平均勤務日数 20日=A
		③時給制 時給 900円/h×日平均勤務時間 6時間×1ヶ月平均勤務日数 15日=A
訳 B	手 当	(12月賞与) 手当 120,000円
		(6月賞与) 手当 120,000円
		() 手当 円
	給 与 (A+B) 1ヶ月当り	①の例 150,000 ②の例 160,000円 ③の例 81,000

年間(推定)総収入

※ ①の例 $150,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + 120,000 \text{ 円} (6 \text{ 月賞与}) + 120,000 (12 \text{ 月賞与}) = 2,040,000 \text{ 円}$

※ ②の例 $160,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + 120,000 \text{ 円} (6 \text{ 月賞与}) + 120,000 (12 \text{ 月賞与}) = 2,160,000 \text{ 円}$

※ ③の例 $81,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + 120,000 \text{ 円} (6 \text{ 月賞与}) + 120,000 (12 \text{ 月賞与}) = 1,212,000 \text{ 円}$

* 給与の支払額には、通勤手当を除いた支払総額(税込み)を記入してください。

**3 事業の所得（自営業）の方で、平成29年1月2日以降に事業をはじめた方の例
平成30年4月から事業をはじめた場合の例**

科 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	月	月	月	月	月	合計	
収 入 の 部	売上金額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000	
	その他														
	合計①	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000	
支 出 等 の 部	租税公課														
	損害保険料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000						70,000	
	光熱水費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000						21,000	
	交通費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000						14,000	
	通信費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000						21,000	
	修繕費														
	給料・賃金														
	地代・家賃														
	借入金利子														
	雑費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000						14,000
売上原価	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000						210,000	
合計②	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000						350,000	
差引純益 ①－②	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000						700,000	

※ 支出等の部には、税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

※ 計算例 700,000円÷7か月×12か月=1,200,000円



16 世帯の収入計算の例

1 年金の方の例（本人68歳、妻63歳の2人世帯の場合）

（36ページの収入の種類(2)に該当）

収入証明書は、2次審査（資格審査）の際に提出していただきます。

1 国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金を受給している。

2 平成29年分の源泉徴収票の支払金額、又は年金額改定通知書の年金額を確認

本人 平成29年分公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額 <small>〔平成29年中に支払った金額〕</small>		源泉徴収税額	
金額 ①	**	3,123,000	円	*****0
申告書の提出	本人			控除対象配偶者の有無
有 無	特別障害者	その他の障害者	高齢者	有 無
				有 無
扶養親族の数			障害者の数（本人以外）	
特定	老人	その他	特別	その他
0人	0人	0人	0人	0人
年金の種類		生年月日		
厚生年金 老齢年金 (摘要)		年 月 日		

妻 平成29年分公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額 <small>〔平成29年中に支払った金額〕</small>		源泉徴収税額	
金額 ②	**	591,000	円	*****0
申告書の提出	本人			控除対象配偶者の有無
有 無	特別障害者	その他の障害者	高齢者	有 無
				有 無
扶養親族の数			障害者の数（本人以外）	
特定	老人	その他	特別	その他
0人	0人	0人	0人	0人
年金の種類		生年月日		
国民年金 (摘要)		年 月 日		

3 源泉徴収票の支払金額欄の金額を申込書の年間（推定）総収入金額欄に記入

.....①、②

年収から右の式により、所得金額を計算します。

本人 68歳で、年金額が3,123,000円なので、「1,200,001円以上3,300,000円未満」に該当します。
3,123,000円-1,200,000円=1,923,000円.....③

妻 63歳で、年金額が591,000円なので、「700,000円以下」に該当します。
0円.....④

もとめた所得金額を申込書の年間所得金額欄に記入.....③、④

	年金額（税込）	所得の計算式
65歳以上の方	1,200,000円以下	0円
	1,200,001円以上 3,300,000円未満	年金額-1,200,000円 = 円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金額×0.75-375,000円 = 円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金額×0.85-785,000円 = 円
	7,700,000円以上	年金額×0.95-1,555,000円 = 円
65歳未満の方	700,000円以下	0円
	700,001円以上 1,300,000円未満	年金額-700,000円 = 円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金額×0.75-375,000円 = 円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金額×0.85-785,000円 = 円
	7,700,000円以上	年金額×0.95-1,555,000円 = 円

4 控除額を計算

申込書の「控除額」の該当する項目の人数及び金額を記入します。

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

38万円×（入居しようとする家族数-本人+入居しない扶養親族数）

380,000円×（2-1+0）人=380,000円（1人分）.....⑤

該当する「控除額」の合計を記入します.....⑥

5 世帯の月収額を計算します

【年間所得金額の合計－控除額の合計】÷12＝世帯の月収額（1円未満の端数切捨て）
 (1,923,000円－380,000円) ÷12か月＝**128,583円**・・・⑦

市営住宅入居申込書 / 記入例

住所		〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>								
		相模原市 区								
(駐車場代)		()								
入居しよう	番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名)	障害者手帳等	年間(推定)総収入金額(円)	年間所得金額(円)	
	1		本人	明・大・昭・平	68		身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 ① 3,123,000 難病(NO.) 事業 給与	給与年金 ③ 1,923,000		
	2		妻	明・大・昭・平	63		身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 ② 591,000 難病(NO.) 事業 給与	給与年金 ④ 0		未義
	3			明・大・昭・平			身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業 給与			未義
	4			明・大・昭・平			身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業 給与			未義
	6						身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業 給与			義
入居しない扶養親族	名	妊娠中の子(母子手帳)	名	非課税の収入	円/年額	生活保護費・遺族年金・障害年金・雇用保険金・児童扶養手当・仕送り・傷病手当・その他()	入居者全員の年間所得金額 A		1,923,000	※裏面へ転記
住宅	① 住宅でない建物に住んでいる	建物の種類 <input type="text"/> 倉庫 <input type="text"/> 事務所 <input type="text"/> 店舗 <input type="text"/> その他 <input type="text"/> ()								
	② 他の世帯と同居(親子は除く)	理由()								
	③ 住宅がせまい(1人平均5畳未満)	畳数 _____ 畳 ÷ 使用人数 _____ 名 = 1人当たり _____ 畳								
	④ 住宅がないなど親族と同居できない	(4.5畳以上の食事室、洋間も含む)(現在同居している人及び同居したい人の合計人数)								
	⑤ 家賃が高い(現在住んでいる住宅の家賃が、申込み住宅の最高家賃を超えていることが必要です)									
審査処理欄										
区分 <input type="text"/> 抽選・ポイント <input type="text"/>										

月収額の計算

入居者全員の年間所得金額 (A) (※表面より転記)			1,923,000 円
控除の種類	各控除の金額	人数	控除額
1 親族(入居する親族及び入居しない扶養親族)	38万円 ×	1人 =	⑤ 380,000 円
2 老人控除対象配偶者(70歳以上の配偶者)	10万円 ×	人 =	円
3 老人扶養親族(70歳以上の入居する親族)			
4 特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円 ×	人 =	円
5 障害者(身体障害者3~6級、精神障害者2・3級、知的障害者B1・B2)	27万円 ×	人 =	円
6 特別障害者(身体障害者1・2級、精神障害者1級、知的障害者A1・A2)	40万円 ×	人 =	円
7 寡婦(夫)(募集のしおり35ページ参照)(所得が27万円未満の人はその金額)	27万円 ×	人 =	円
控除額合計(B)			⑥ 380,000 円
月収額(A - B) ÷ 12			⑦ 128,583 円

収入計算

2 給与の方の例（本人26歳、妻23歳、子1歳の3人世帯の場合）

（36ページの収入の種類(3)に該当）

収入証明書は、2次審査（資格審査）の際に提出していただきます。

1 現在の勤務先に平成29年1月1日以前に就職し、引き続き現在（基準日）まで勤務している。妻は無職。

2 平成29年分の源泉徴収票の 支払金額

源泉徴収票の「支払金額」を申込書の年間（推定）総収入金額欄に、「給与所得控除後の金額」を申込書の年間所得金額欄に記入

※「給与所得控除後の金額」欄に金額が記入されていない場合は、下記の方法で計算してください。

本人 平成29年分 給与

支払を受ける者	住所又は居所			氏名	(受給者番号)		(フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額				
給与・賞与	① 2,483,240 円	② 1,556,000 円						
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
支払者	住所(居所)又は所在地							
	氏名又は名称					(電話)		

3 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の計算方法

ア. 年間（推定）総収入金額を次のとおり、端数整理してください。

- 1,628,000円未満は端数整理しません。
- 1,628,000円以上6,600,000円未満
 $\text{支払金額} \div 4 = \square \rightarrow \text{千円未満の端数を切り捨て}$
 $\square \times 4 = \square \text{円}$
- 6,600,000円以上は端数整理しません。

本人 「支払金額」欄⇒2,483,240円・・・①
 $2,483,240 \text{円} \div 4 = 620,810$ (千円未満の端数整理)
 $620,000 \times 4 = 2,480,000$ (端数整理後の年収額)

イ. 年収額から右の式により、所得金額を計算します。

本人 端数整理後の年収額が2,480,000円なので「1,800,000円以上3,600,000円未満」の欄に該当します。
 $2,480,000 \times 0.7 - 180,000 = 1,556,000 \text{円} \dots \text{②}$
 給与所得控除後の金額と一致します。

年収額（税込）	所得の計算式
651,000円未満	0円
651,000円以上1,619,000円未満	年収額 - 650,000円 = 円
1,619,000円以上1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上1,800,000円未満	年収額 × 0.6 = 円
1,800,000円以上3,600,000円未満	年収額 × 0.7 - 180,000円 = 円
3,600,000円以上6,600,000円未満	年収額 × 0.8 - 540,000円 = 円
6,600,000円以上10,000,000円未満	年収額 × 0.9 - 1,200,000円 = 円

4 控除額を計算

申込書の「控除額」の該当する項目の人数及び金額を記入します。

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

$38 \text{万円} \times (\text{入居しようとする家族数} - \text{本人} + \text{入居しない扶養親族数})$

$380,000 \text{円} \times (3 - 1 + 0) \text{人} = 760,000 \text{円} (2 \text{人分}) \dots \text{③}$

該当する「控除額」の合計を記入します。・・・④

5 世帯の月収額を計算します。

【年間所得金額の合計－控除額の合計】÷12＝世帯の月収額（1円未満の端数切捨て）
 (1,556,000円－760,000円) ÷12か月＝**66,333円**・・・⑤

市営住宅入居申込書 / 記入例

住所		〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
		相模原市 区						
(駐車場代) ()								
連絡がつく電話番号を								
番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名)	障害者手帳等	年間(推定)総収入金額(円)	年間所得金額(円)
1		本人	明・大・昭・平	26		身体障害(級) 給与(1) 2,483,240 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与(2) 1,556,000	
2		妻	明・大・昭・平	23		身体障害(級) 給与 0 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 0	未義
3		子	明・大・昭・平	1		身体障害(級) 給与 0 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 0	未義
6			明・大・昭・平			身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 年金 事業	未義
入居しない扶養親族		名	妊産中の子(母子手帳)	名	非課税の収入	円/年額	生活保護費・遺族年金・障害年金・雇用保険金・児童扶養手当・仕送り・傷病手当・その他()	入居者全員の年間所得金額 A 1,556,000 ※裏面へ転記
住宅			① 住宅でない建物に住んでいる		建物の種類 (倉庫) (事務所) (店舗) (その他) ()		審査処理欄	
			② 他の世帯と同居(親子は除く)		理由()		区分 抽選・ポイント	
			③ 住宅がせまい(1人平均5畳未満)		畳数 _____ 畳 ÷ 使用人数 _____ 名 = 1人当たり _____ 畳			
			④ 住宅がないなど親族と同居できない		(4.5畳以上の食事室、洋間も含む)(現在同居している人及び同居したい人の合計人数)			
			⑤ 家賃が高い(現在住んでいる住宅の家賃が、申込み住宅の最高家賃を超えていることが必要です)					

月収額の計算

入居者全員の年間所得金額 (A) (※表面より転記)		1,556,000円	
控除の種類	各控除の金額	人数	控除額
1 親族 (入居する親族及び入居しない扶養親族)	38万円 ×	2人 =	③ 760,000円
2 老人控除対象配偶者 (70歳以上の配偶者)	10万円 ×	人 =	円
3 老人扶養親族 (70歳以上の入居する親族)	10万円 ×	人 =	円
4 特定扶養親族 (16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円 ×	人 =	円
5 障害者 (身体障害者3～6級、精神障害者2・3級 知的障害者B1・B2)	27万円 ×	人 =	円
6 特別障害者 (身体障害者1・2級、精神障害者1級 知的障害者A1・A2)	40万円 ×	人 =	円
7 寡婦(夫) (募集のしおり35ページ参照) (所得が27万円未満の人はその金額)	27万円 ×	人 =	円
控除額合計 (B)			④ 760,000円
月収額 (A - B) ÷ 12			⑤ 66,333円

収入計算

3 給与の方の例（本人43歳、妻41歳、子17歳の3人世帯の場合）

（36ページの収入の種類(4)に該当）

収入証明書は、2次審査（資格審査）の際に提出していただきます。

1 現在の勤務先に平成29年1月2日以降に就職したとき。

2 勤務の翌月から平成30年10月までの給与を計算します。

※平成29年1月2日以降に就職したとき、平成29年分源泉徴収票は使えません。

本人 収入証明
現在の勤務先に
平成30年6月
5日より勤務

給料	30年	6月	278,670円	年	月	円
		30年	7月			
	30年	8月	330,000円	年	月	円
	30年	9月	330,000円	年	月	円
	30年	10月	330,000円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
(給料計)			1,320,000			-1,598,670円
手当	30年	1月	120,000円			円
	年	月	円			円
手当(賞与)計			120,000円			円
給			1,440,000			-1,718,670円

妻 収入証明
現在の勤務先に
平成30年1月
5日より勤務

給料	30年	1月	28,670円	30年	7月	30,000円
		30年	2月	30,000円	30年	8月
	30年	3月	30,000円	30年	9月	30,000円
	30年	4月	30,000円	30年	10月	30,000円
	30年	5月	30,000円	年	月	円
	30年	6月	30,000円	年	月	円
(給料計)			270,000			-298,670円
手当	年	月	円			円
	年	月	円			円
手当(賞与)計			円			円
給			270,000			-298,670円

3 収入証明書から年収額を計算して、所得金額を算出します。

ア. 年収額を計算して、申込書の「年間（推定）総収入金額」欄に記入します。

本人 $1,320,000円 \div 4か月 \times 12 + 120,000円 = 4,080,000円 \dots ①$

妻 $270,000円 \div 9か月 \times 12 = 360,000円 \dots ②$

本人 $4,080,000円 \div 4 = 1,020,000$ （千円未満の端数整理）
 $1,020,000円 \times 4 = 4,080,000$ （端数整理後の年収額）
 端数整理後の年収額が4,080,000円なので
 「3,600,000円以上6,600,000円未満」の欄に
 該当します。

$4,080,000円 \times 0.8 - 540,000円 = 2,724,000円 \dots ③$

妻 年収額が360,000円なので
 「651,000円未満」の欄に該当します。
 $0円 \dots ④$

年収額（税込）	所得の計算式
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	年収額 - 650,000円 = 円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年収額 $\times 0.6$ = 円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	年収額 $\times 0.7 - 180,000円$ = 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	年収額 $\times 0.8 - 540,000円$ = 円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年収額 $\times 0.9 - 1,200,000円$ = 円

4 控除額を計算

申込書の「控除額」の該当する項目の人数及び金額を記入します。

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

38万円×(入居しようとする家族数-本人+入居しない扶養親族数)

380,000円×(3-1+0)人=760,000円(2人分)・・・⑤

【特定扶養親族控除】扶養親族に16～22歳の方がいる場合は、親族控除とあわせて特定扶養親族控除を控除してください。

250,000円×1人=250,000円(1人分)・・・⑥

該当する「控除額」の合計を記入します。・・・⑦

5 世帯の月収額を計算します

【年間所得金額の合計-控除額の合計】÷12=世帯の月収額(1円未満の端数切捨て)

(2,724,000円-1,010,000円)÷12か月=142,833円・・・⑧

市営住宅入居申込書 / 記入例

任 所		相模原市 区									
(駐車場代)		()									
入居しよう	番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	職業(学校名)	障害者手帳等	年間(推定)総収入金額(円)	年間所得金額(円)		
	1		本人	明・大・昭・平	43		身体障害(級) 精神・療育(級) 難病(NO.)	給与(1) 4,080,000 年金(3) 2,724,000	2,724,000		
	2		妻	明・大・昭・平	41		身体障害(級) 精神・療育(級) 難病(NO.)	給与(2) 360,000 年金(4) 0	0	未義	
	3		子	明・大・昭・平	17		身体障害(級) 精神・療育(級) 難病(NO.)	給与 0 年金 事業	0	未義	
	6			明・大・昭・平			身体障害(級) 精神・療育(級) 難病(NO.)	給与 年金 事業		未義	
	入居しない扶養親族	名	妊娠中の子(母子手帳)	名	非課税の収入	円/年額	生活保護費・遺族年金・障害年金・雇用保険金・児童扶養手当・仕送り・傷病手当・その他()			入居者全員の年間所得金額A	2,724,000 ※裏面へ転記
住宅	① 住宅でない建物に住んでいる	建物の種類(倉庫) (事務所) (店舗) (その他) ()									
	② 他の世帯と同居(親子は除く)	理由()									
	③ 住宅がせまい(1人平均5畳未満)	畳数 _____ 畳 ÷ 使用人数 _____ 名 = 1人当たり _____ 畳									
	④ 住宅がないなど親族と同居できない	(4.5畳以上の食事室、洋間も含む)(現在同居している人及び同居したい人の合計人数)									
	⑤ 家賃が高い(現在住んでいる住宅の家賃が、申込む住宅の最高家賃を超えていることが必要です)										
審査処理欄											
区分 抽選・ポイント											

収入計算

月収額の計算

入居者全員の年間所得金額(A) (※表面より転記)			2,724,000円
控除の種類	各控除の金額	人数	控除額
1 親族(入居する親族及び入居しない扶養親族)	38万円 ×	2人 =	⑤ 760,000円
2 老人控除対象配偶者(70歳以上の配偶者)	10万円 ×	人 =	円
3 老人扶養親族(70歳以上の入居する親族)			
4 特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円 ×	1人 =	⑥ 250,000円
5 障害者(身体障害者3~6級、精神障害者2・3級、知的障害者B1・B2)	27万円 ×	人 =	円
6 特別障害者(身体障害者1・2級、精神障害者1級、知的障害者A1・A2)	40万円 ×	人 =	円
7 寡婦(夫)(募集のしおり35ページ参照)(所得が27万円未満の人はその金額)	27万円 ×	人 =	円
控除額合計(B)			⑦ 1,010,000円
月収額(A - B) ÷ 12			⑧ 142,833円

4 事業所得の方の例（本人41歳、妻38歳、子11歳の3人世帯の場合）

（36ページの収入の種類(8)に該当）

収入証明書は、2次審査（資格審査）の際に提出していただきます。

1 平成29年1月1日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき。

2 平成29年分確定申告書（控）の所得金額

（本人）平成28年4月1日から引き続いて同じ事業をしている （妻）開業当初より専従者となっている

本人 収入証明の例（平成29年分確定申告書）

収入金額	事業	営業等	⑦		5	7	6	6	3	3	2
		農業	⑧								
		不動産	⑨								
		利子	⑩								
		配当	⑪								
		給与	⑫								
所得金額	事業	営業等	①		2	6	7	0	0	0	0
		農業	②								
		不動産	③								
		利子	④								
		配当	⑤								
		給与	⑥								
		雑	⑦								
		総合課税・一時⑧+	⑧								
		合計	⑨		2	6	7	0	0	0	0

妻 収入証明の例（事業専従者に関する事項）

		続柄	従事月・程度 仕事の内容	専従者給与 (控除) 額
氏名		妻	12	900,000 円
生年月日	明・大 昭・平			
氏名				円
生年月日	明・大 昭・平			
氏名				円
生年月日	明・大 昭・平			
⑬ 専従者給与（控除）額の合計				900,000

3 収入証明書から年収額を計算して、所得金額を計算します。

ア. 確定申告書（控）の収入金額、所得金額から申込書の「年間（推定）総収入金額」欄に記入します。

本人	確定申告書（控）のア～サ欄の金額の合計	5,766,332円・・・①
	確定申告書（控）の所得金額合計欄の金額	2,670,000円・・・②
	確定申告書（控）の⑬専従者給与（控）欄の金額	900,000円・・・③
妻	専従者は給与計算になります。本人の確定申告書（控）の専従者給与（控除）の合計額から計算します。	
	年収額が900,000円なので「651,000円以上1,619,000円未満」の欄に該当します。 900,000-650,000=250,000円・・・④	

年収額（税込）	所得の計算式
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	年収額-650,000円 = 円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年収額×0.6 = 円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	年収額×0.7-180,000円 = 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	年収額×0.8-540,000円 = 円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年収額×0.9-1,200,000円 = 円

4 控除額を計算

申込書の「控除額」の該当する項目の人数及び金額を記入します。

【親族控除】2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

38万円×（入居しようとする家族数-本人+入居しない扶養親族数）

380,000円×（3-1+0）人=760,000円（2人分）・・・⑤

該当する「控除額」の合計を記入します。・・・⑥



17 市営住宅入居申込書（記入例）

平成30年11月募集 市営住宅入居申込書

（あて先）相模原市長

私は市営住宅に入居したいので、「相模原市市営住宅募集のしおり」を確認し、その内容を了解した上で、次のとおり申込みをします。
この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。
世帯の市税（市民税、軽自動車税、固定資産税）及び国民健康保険税の納付状況を調査することに同意いたします。また、暴力団員であるか否か、高齢者虐待防止法又は配偶者暴力防止等の被害者の要件を満たしているかの確認のため、関係機関等に照会することについて同意いたします。

平成30年11月22日 ※網かけ部分のみ記入してください。記入方法は、募集のしおり48ページ～50ページを参照ください。

1	申込住宅番号	1 3 0 3 2 1	申込住宅名	富士見 団地住宅	※市で確認 します							
2	「1」の場合 抽選方式の住宅 優遇措置	① 身体障害 ② 精神障害 ③ 知的障害 ④ 戦傷病者 ⑤ 原子爆弾被爆者 ⑥ 海外引揚者 ⑦ ハンセン病療養所 ⑧ 母子父子 ⑨ 子育て ⑩ 被災市街地特措法 ⑪ 福島特措法	12	多数回 落選	※市で確認 します							
3	「1」以外の場合 ポイント方式の住宅 福祉的配慮等	① 生活保護受給中 ② DV被害者 ③ 高齢者虐待 ④ 戦傷病者 ⑤ 原子爆弾被爆者 ⑥ 海外引揚者 ⑦ ハンセン病療養所 ⑧ 中国残留邦人等 ⑨ 災害想定区域に居住 ⑩ 被災者			※市で確認 します							
4	フリガナ	サガミ タロウ	申込者氏名	相模太郎								
	住所	〒252-5277 相模原市 中央区中央2丁目11番15号	連絡先電話番号	(042) 769-8256 日中に連絡がつく電話番号を必ず記入してください。								
5	市内在住期間	① 1年以上 ② 1年未満	現在の住所に住んでいる期間	① 1年未満 ② 1年以上3年未満 ③ 3年以上								
6	現在住んでいる住宅の種類	① 民間賃貸住宅 (UR・公社住宅含む) ② 社宅 ③ 市・県営住宅 ④ 親族の住宅 ⑤ 間借り ⑥ その他 ()	家賃額 (駐車場代・管理費除く)	月額 30,000円 → 入居しようとする人が家賃を ① 支払っている ② 支払っていない								
7	入居しようとする人	番号	フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	職業 (学校名)	8 障害者手帳等	年間(推定)総収入金額(円)	9 年間所得金額(円)		
	1	相模太郎	本人	明・大(昭)平	50・5・1	43	会社員	身体障害(級) 給与 4,500,000 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 3,060,000 年金 事業			
	2	相模花子	妻	明・大(昭)平	51・12・1	41	無職	身体障害(級) 給与 0 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 0 年金 事業	未 義		
	3	相模明子	子	明・大(昭)平	13・4・15	17	中央高校	身体障害(級) 給与 0 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 0 年金 事業	未 義		
	4	相模一郎	子	明・大(昭)平	16・1・11	14	中央中学校	身体障害(級) 給与 0 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 0 年金 事業	未 義		
	5	相模次郎	子	明・大(昭)平	19・11・30	10	中央小学校	身体障害(級) 給与 0 精神・療育(級) 年金 難病(NO.) 事業	給与 0 年金 事業	未 義		
	6	相模元	父	明・大(昭)平	5・2・1	88	無職	身体障害(級) 給与 精神・療育(級) 年金 1,350,000 難病(NO.) 事業	給与 年金 150,000 事業	未 義		
	10名	妊婦中の子(母子手帳)	11名	非課税の収入	12	円/年額	生活保護費・遺族年金・障害年金・雇用保険金・児童扶養手当・仕送り・傷病手当・その他 ()	入居者全員の年間所得金額 A	3,210,000	※裏面へ 転記		
13	住宅に困っている状況	① 住宅でない建物に住んでいる	建物の種類 (倉庫) (事務所) (店舗) (その他) ()	② 他の世帯と同居 (親子は除く)	理由 ()	③ 住宅がせまい (1人平均5畳未満)	畳数 28畳 ÷ 使用人数 6名 = 1人当たり 4.6畳 (4.5畳以上の食事室、洋間も含む) (現在同居している人及び同居したい人の合計人数)	④ 住宅がないなど親族と同居できない	理由 ()	⑤ 家賃が高い (現在住んでいる住宅の家賃が、申込住宅の最高家賃を超えていることが必要です)	理由 ()	
	⑥ 正当な立ち退き要求を受けている	※親族からの要求等を除く	理由 ① 公共事業 ② 判決又は調停 (通知あり) (通知日: 年 月 日)	③ 家主からの要求 (A) 立退期限が決まっていない (立退期限: 年 月 日) (B) 賃貸借契約満了まで(満了日: 年 月 日) (C) その他の日付まで (年 月 日)	⑦ 台所、便所、浴室設備がない	(台所) (便所) (浴室) (ない) (他の世帯と共同)	⑧ 老朽化住宅に居住している	① 木造(軽量鉄骨含む)で築 26年 ② 非木造で築 年	⑨ その他 ()			
											審査処理欄	
											区分	抽選・ポイント
											優遇倍率	無し・2倍・3倍
											受付No.	
											階層	本来・裁量
											抽選No.	
											当選順位	
											補欠順位	
												※記入しないでください

【書き方の説明】 ※黒か青のペン又はボールペンで記入してください。(鉛筆・シャープペンシルは不可) 誤って記入した場合は、**2本線で消して訂正印を押印**してください。

① 申込住宅番号・申込住宅名

希望する住宅の申込住宅番号と申込住宅名を**1つだけ記入してください**。2つ以上記入した場合、申込資格を満たさない住宅を記入した場合、申込住宅が不明な場合などは無資格となります。

申込住宅番号と申込住宅名が違っている場合は、申込住宅番号での受付となります。

② 優遇措置（抽選方式の場合のみ）

9ページの優遇措置を確認し、該当する番号に「○」をしてください。なお、多数回落選については市で確認しますので記入の必要はありません。

③ 福祉的配慮等（ポイント方式の場合のみ）

1ページの選考方法を確認し該当するものに「○」をしてください。「DV被害者」「被災者の方」は6ページを確認してください。なお、過去申込回数については市で確認しますので記入する必要はありません。

④ 申込者住所・連絡先等

住所は、アパート名や部屋番号、○○方まで正確に記入してください。ここに記入している住所に結果通知書等を送付します。

日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

⑤ 市内在住期間・現在の住所に住んでいる期間

市内在住期間は、相模原市の住民になった年月日を確認し、該当する期間に「○」をしてください。

現在の住所に住んでいる期間は、現在の住所に住民票を移した日を確認し、該当する期間を①～③から選んで「○」をしてください。

相模原市に転入してから住所を移していない方や、相模原市で生まれて住所を移していない方は、両方の日付は同日となります。

⑥ 現在住んでいる住宅の種類・家賃額

該当する住宅に「○」をして、**必ず家賃額を記入してください**（駐車場代・管理費除く）。「⑥その他」の場合は、現在の住宅の状況を記入してください。（例）倉庫、勤務している会社の事務所など

⑦ 入居しようとする人

申込者を含め入居しようとする方全員を記入してください。記入がない方は入居できません。また、記入された方が入居できなくなった場合は無資格となる場合があります。なお、氏名・続柄・年齢・職業等は平成30年11月22日現在で記入してください。

7名以上で申込みする方は、市営住宅課までご連絡ください。

⑧ 障害者手帳等

障害者手帳をお持ちの方は、該当するものに「○」をして、等級を記入してください。

ポイント方式による選考を行う住宅に申込み方で障害者総合支援法に定める障害者の対象となる難病患者等の方がいる場合は、33ページの一覧を確認し、該当する番号を記入してください。

⑨ 年間（推定）総収入金額・年間所得金額

34～37ページの月収額の計算を確認し、入居しようとする方それぞれについて、年間（推定）収入金額と年間所得金額を計算し、その額を記入してください。

⑩ 入居しない扶養親族

所得税法上の扶養親族で入居しない方がいる場合は、その人数を記入してください。

⑪ 妊娠中の子

母子手帳などで出産予定が確認できる場合は、入居しようとする人数に数えることができますので、人数を記入してください。

⑫ 非課税の収入

生活保護費や遺族年金等、該当する収入がある場合は、金額とその種類を記入してください。

⑬ 住宅に困っている状況

6ページの「5 住宅困窮理由」を確認し、該当する番号すべてに「○」をして、必要事項を記入してください。

該当する理由がない場合には、申込みすることができません。なお、「9 その他」に該当する場合は、具体的に記入をしてください。

(裏面)

月収額の計算

入居者全員の年間所得金額 (A) (※表面より転記)			14	3,210,000 円
控除の種類	各控除の金額	人数	控除額	
1 親族 (入居する親族及び入居しない扶養親族)	38万円 ×	5人 =	15	1,900,000 円
2 老人控除対象配偶者 (70歳以上の配偶者)	10万円 ×	1人 =		100,000 円
3 老人扶養親族 (70歳以上の入居する親族)				
4 特定扶養親族 (16歳以上23歳未満の扶養親族)	25万円 ×	1人 =		250,000 円
5 障害者 (身体障害者3~6級、精神障害者2・3級、知的障害者B1・B2)	27万円 ×	1人 =		270,000 円
6 特別障害者 (身体障害者1・2級、精神障害者1級、知的障害者A1・A2)	40万円 ×	人 =		円
7 寡婦 (夫) (募集のしおり35ページ参照、所得が27万円未満の人はその金額)	27万円 ×	人 =		円
控除額合計 (B)			16	2,520,000 円
月収額 (A - B) ÷ 12				57,500 円

〈書き方の説明〉

⑭ 入居者全員の年間所得金額 A

表面の入居者全員の年間所得金額 Aの金額を転記してください。

⑮ 控除額

35ページの「各控除の内容及び控除額について」をご覧ください、対象となる項目に人数と控除額を記入してください。

⑯ 控除額計 B

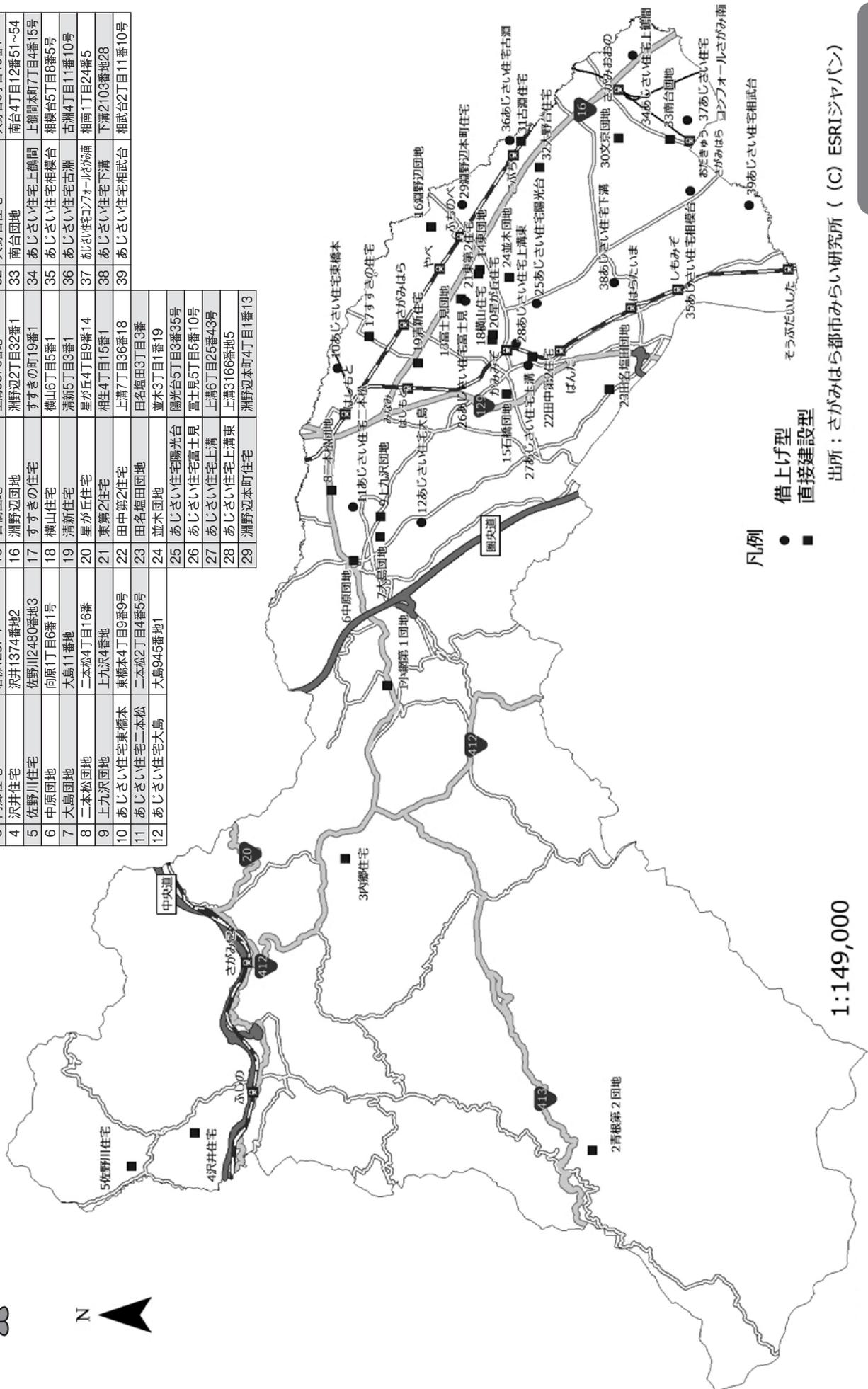
各項目の控除額の合計金額を記入してください。





18 市営住宅位置図

緑 区			中央 区			南 区		
No.	団 地 名	住 所	No.	団 地 名	住 所	No.	団 地 名	住 所
1	小網第1団地	太井78番地	13	富士見団地	富士見5丁目6番	30	文京団地	文京2丁目15・16番
2	青根第2団地	青根1110番地	14	東団地	相生2丁目7～9番	31	古洲住宅	古洲4丁目24番1
3	内郷住宅	杏柳1237-1	15	石橋団地	上溝3876番地	32	大野台住宅	大野台6丁目19番1
4	沢井住宅	沢井1374番地2	16	洲野辺団地	洲野辺2丁目32番1	33	南台団地	南台4丁目12番51～54
5	佐野川住宅	佐野川2480番地3	17	すすきの住宅	すすきの町19番1	34	あじさい住宅上鶴間	上鶴間本町4丁目4番16号
6	中原団地	向原1丁目6番1号	18	横山住宅	横山6丁目5番1	35	あじさい住宅相模台	相模台5丁目8番5号
7	大島団地	大島11番地	19	清新住宅	清新5丁目3番1	36	あじさい住宅古洲	古洲4丁目11番10号
8	二本松団地	二本松4丁目16番	20	星が丘住宅	星が丘4丁目9番14	37	あじさい住宅コノエが丘	相南1丁目24番5
9	上九沢団地	上九沢4番地	21	東第2住宅	相生4丁目15番1	38	あじさい住宅下溝	下溝2103番地28
10	あじさい住宅東橋本	東橋本4丁目9番9号	22	田中第2住宅	田中第2丁目36番18	39	あじさい住宅相武台	相武台2丁目11番10号
11	あじさい住宅二本松	二本松2丁目4番5号	23	田名畑団地	田名畑3丁目3番			
12	あじさい住宅大島	大島945番地1	24	並木団地	並木3丁目1番19			
			25	あじさい住宅陽光台	陽光台5丁目3番35号			
			26	あじさい住宅富士見	富士見5丁目5番10号			
			27	あじさい住宅上溝	上溝6丁目25番43号			
			28	あじさい住宅上溝東	上溝3166番地5			
			29	洲野辺本町住宅	洲野辺本町4丁目1番13			



出所：さがみはら都市みらい研究所 (C) ESRI(ジャパン)

共通事項



19 追加受付について（先着順）

受付期間（平成30年11月22日（木））終了後、申込者数が募集戸数に満たなかった住宅や申込みの辞退等があった住宅について、次のとおり追加受付を行います。

市営住宅課に対象住宅の受付状況をご確認ください
市営住宅課 電話番号：042-769-8256

1 対象住宅

- 平成30年12月4日（火）に、市ホームページに掲載します。
- ホームページの閲覧ができない場合、市営住宅課までお問い合わせください。

2 受付の手順

- 受付期間：平成30年12月4日（火）から平成31年3月29日（金）まで（土日祝日除く）
- 受付時間：午前8時30分から午後5時まで
- 受付場所：相模原市役所 第1別館2階 市営住宅課窓口
- 受付方法：先着順で受付（定員となり次第募集を締め切ります）
 上記受付場所に直接提出してください（郵送での受け付けはできません）
- 提出書類：平成30年11月募集市営住宅入居申込書（受付場所にもあります）

3 申込みから入居までの流れ

- 受付を行った申込書について資格審査を行い、入居者を決定します。
- 申込資格及び注意事項などは、平成30年11月募集と同じとなりますので、必ず募集のしおりでご確認ください。（申込資格基準日：申込日時点）
- 申込資格を満たしていない場合は、無資格となります。
- 入居の時期は、以下のとおりとなります。
 - ・平成31年1月31日以前に申込んだ場合：
 ⇒平成31年4月1日（月）から平成31年4月10日（水）までに入居していただきます。
 - ・平成31年2月1日以降に申込んだ場合：
 ⇒平成31年4月1日（月）以降、希望する日に入居できます。ただし、最長で申込日から3ヶ月以内に入居することが条件となります。

4 注意事項

- 11月募集の申込者が追加受付に申込み場合、定期募集の申込みは辞退していただきます。
- 対象住戸以外への申込みはできません。



20 申込相談コーナーの開設

入居申込書の記入方法や入居資格等でご不明な点がございましたら、次のとおり相談コーナーを開設いたしますので、ご利用ください。

お願い

- 期間中は多くの方が来場され混雑が予想されます。来場される場合は次の点にご協力ください。
- 事前にこの「募集のしおり」をよくお読みいただき、ご不明な点を整理しておいてください。
 - 申込書の住所・氏名・家族欄など記入できる部分はすべてご記入の上、ご来場ください。
 - 収入などの資格についての相談は、収入が分かる書類等をご持参ください。

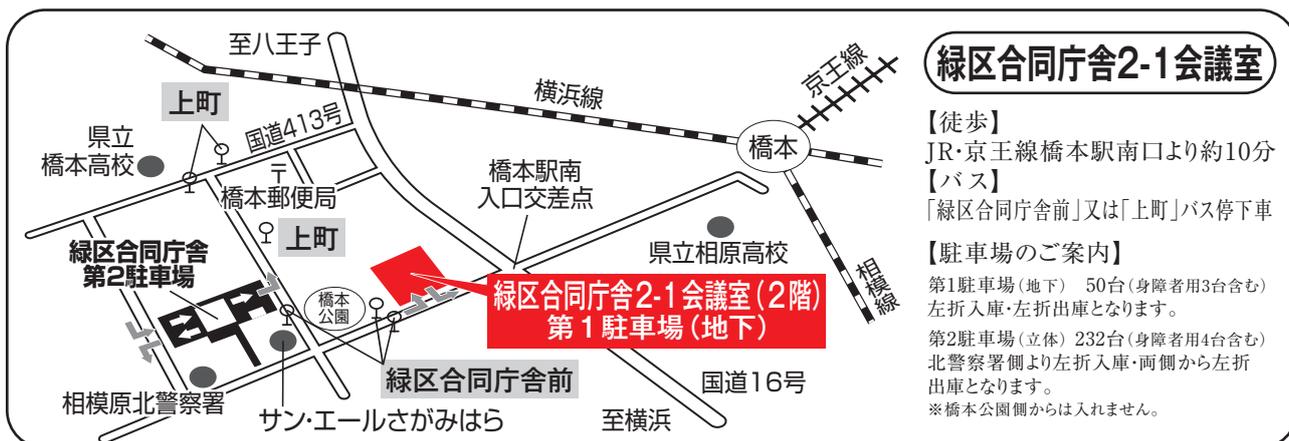
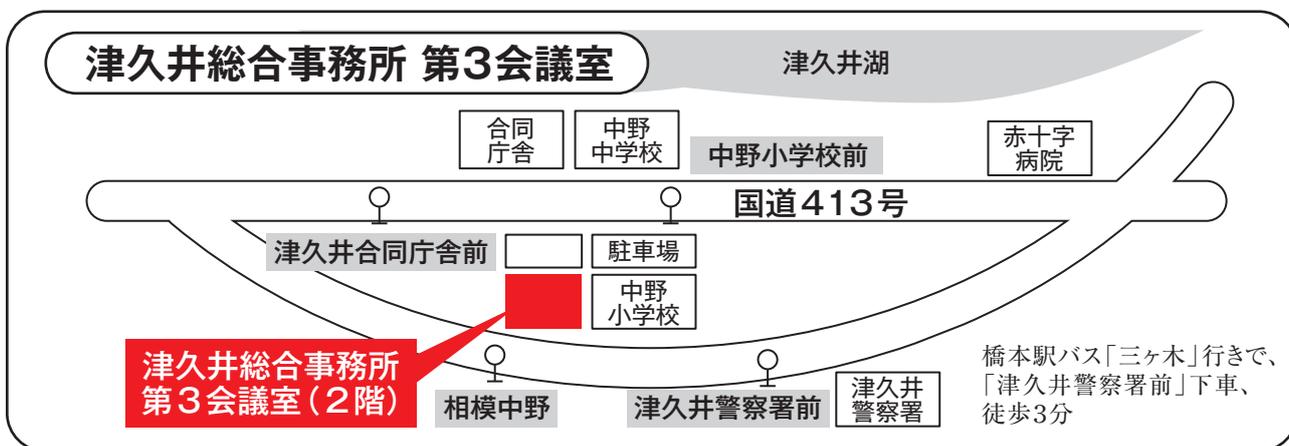
次のような相談はお断りします

- 資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選や困窮度評価なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日時と会場

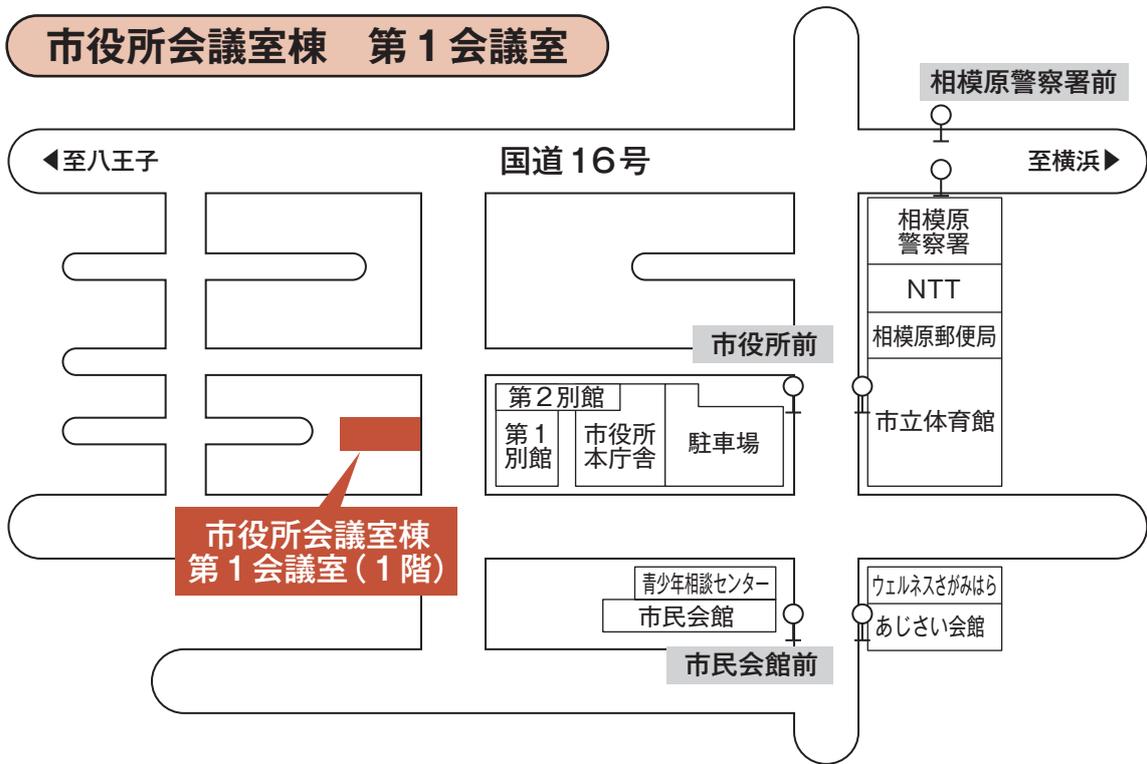
日 程	時 間	会 場
11月2日(金)、5日(月)	午前9時～午後4時	場所：市役所会議室棟第1会議室(1階)
11月9日(金)	午前9時～午後4時	場所：南区合同庁舎講堂(3階)
11月12日(月)	午後1時～4時	場所：津久井総合事務所第3会議室(2階)
11月16日(金)	午前9時～午後4時	場所：緑区合同庁舎2-1会議室(2階)
11月21日(水)、22日(木)	午前9時～午後4時	場所：市役所会議室棟第1会議室(1階)

申込相談コーナー 案内図



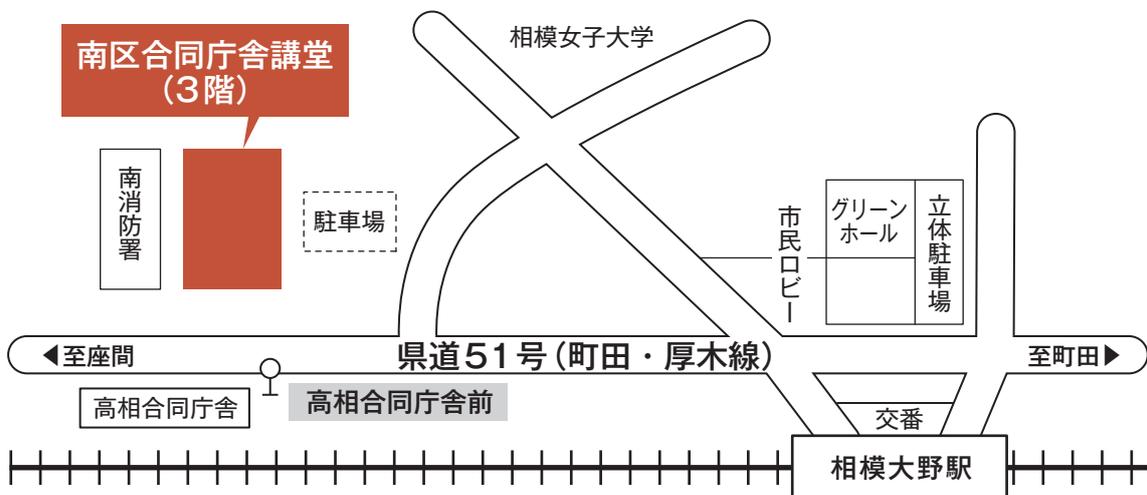
申込相談コーナー 案内図

市役所会議室棟 第1会議室



- 徒歩の場合 JR 横浜線相模原駅から 15 分程度
- バスの場合 JR 横浜線相模原駅から、次のいずれかのバスに乗り「市役所前」下車すぐ
- 1 番のりば 相模大野駅行（大野台経由）
- 2 番のりば 相武台前駅行（北里大学経由）、相模大野駅行（北里大学経由）
- 小田急相模原駅行（北里大学経由）
- 6 番のりば 上溝行（市役所前経由）

南区合同庁舎講堂



- 小田急線相模大野駅（北口）から徒歩 10 分
- 小田急線相模大野駅（北口）からバス、高相合同庁舎前下車徒歩 1 分